## 58201-58500　Ⅲ　専門実践教育訓練給付金

### 58201-58210　1　専門実践教育訓練給付金の概要

#### 58201(1)　概要

教育訓練給付金は、一般被保険者等又は一般被保険者等であった者が、厚生労働大臣の指定した専門的・実践的な教育訓練を受けた場合に、その受講のために支払った費用の一部に相当する額を支給するものであり、職業に関して必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められる中で、労働者の主体的で中長期的なキャリア形成の取組みを支援し、もって、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的としている。

### 58211-58220　2　専門実践教育訓練給付金の支給要件と支給額等

#### 58211(1)　支給対象者

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下、「専門実践教育訓練給付金」という。）の受給資格とは、法第60条の2の規定により専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる資格をいう。

専門実践教育訓練給付金は、次に該当する一般被保険者等又は一般被保険者等であった者が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定した教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）を修了の見込みをもって受講した場合及び当該専門実践教育訓練を修了した場合（以下「支給対象者」という。）について支給する。

イ　一般被保険者等

専門実践教育訓練を開始した日（以下「基準日」という。）において一般被保険者等（一般被保険者等への切替え要件に該当する短期雇用特例被保険者を含む。）である者のうち、58212 によって算定される支給要件期間が3年以上ある者。

ただし、当分の間、平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受けたことがなく、初めて専門実践教育訓練給付金を受けようとする者については支給要件期間が2年以上ある者（※）。

ロ　一般被保険者等であった者

基準日において一般被保険者等でない者のうち、基準日の直前の一般被保険者等でなくなった日（平成29年1月1日前に、高年齢継続被保険者でなくなり、平成29年1月1日以降に基準日がある場合は、高年齢継続被保険者でなくなった日。以下同じ。（平成28年改正法附則第7条））が基準日以前1年（当該期間内に妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上対象専門実践教育訓練の受講を開始することができない者が、住居所管轄安定所の長にその旨を申し出た場合には、当該理由により当該教育訓練の受講を開始することができない日数を加算するものとし、その加算された期間が20年を超えるときは、20年とする。）以内にあり、支給要件期間が3年以上ある者。

ただし、当分の間、平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受けたことがなく、初めて専門実践教育訓練給付金を受けようとする者については支給要件期間が2年以上ある者（※）。

※　平成26年10月1日以降に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合には、支給要件期間が3年以上ある者。

また、平成26年10月1日前に改正前の雇用保険法60条の2第1項の規定により教育訓練給付金の支給を受けた者（雇用保険法第60条の3第3項の規定により教育訓練給付金の支給があったものとみなされた者

を除く。）であって、平成 26 年 10 月 1 日以降に初めて専門実践教育訓練を開始した者（改正後の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けた者を除く。）については、当分の間支給要件期間が 2 年以上ある者。

**58212(2)支給要件期間**

イ　支給要件期間とは、基準日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者（日雇労働被保険者を除き、高年齢被保険者及び短期雇用特例被保険者を含む。以下この 58212 において同じ。）として雇用された期間をいう。また、当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に被保険者であったことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であった期間を通算した期間とする（船員保険の被保険者であった期間を有する者については、50302 へ参照）。

なお、基本手当等の支給の有無は、支給要件期間の通算には影響しない。

ロ　ただし、上記イにより通算した期間からは、次の期間を除くこととする。

(ｲ)　当該雇用された期間又は当該被保険者であった期間に係る被保険者となった日の直前の被保険者でなくなった日が、当該被保険者となった日前 1 年の期間内にないときは、当該直前の被保険者でなくなった日前の被保険者であった期間。

(ﾛ)　教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、当該給付金に係る基準日前の被保険者であった期間

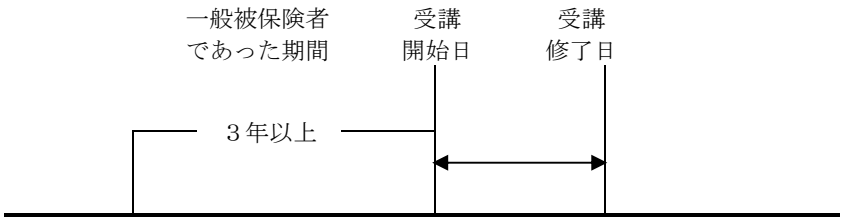
ハ　支給要件期間の通算に当たって、各被保険者であった期間を加算する場合には、暦年、暦月及び暦日のそれぞれごとに加算し、暦月の 12 月をもって 1 年、暦日の 30 日をもって 1 月とする。

ニ　なお、雇用保険法第 9 条に基づく被保険者の資格の取得の確認があった場合において、確認に係る被保険者となった日が、確認のあった日の 2 年前の日より前であるときは、支給要件期間の算定にあたり、当該 2 年前の日に被保険者資格を取得したものとみなす。また、給与明細、賃金台帳又は所得税源泉徴収票（以下「給与明細等の確認書類」という。）に基づき、被保険者資格の取得の確認が行われた日の 2 年前の日より前に、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第32条第1項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていた（雇用保険料が給与から天引きされていた）ことが明らかである時期がある場合には、給与明細等の確認書類により雇用保険料の天引きがあったことが確認できる時期のうち最も古い日（当該日を確認できないときは、給与明細等の確認書類により雇用保険料の天引きがあったことを確認できる最も古い月の初日。当該最も古い日又は当該最も古い月の初日が当該者の直前の被保険者でなくなった日よりも前にあるときは、当該直前の被保険者でなくなった日。）に被保険者資格を取得したものとみなす。（23501イ参照）

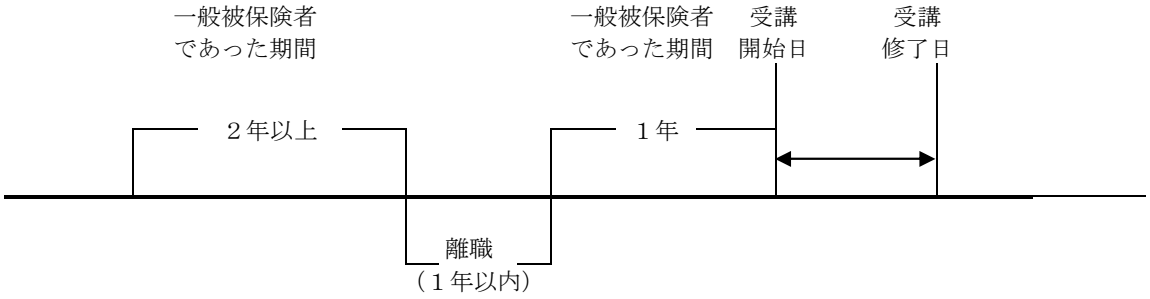
ホ　イにかかわらず、専門実践教育訓練給付金の対象者が、今回の受講開始日の前日から 3 年以内に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、専門実践教育訓練給付金は支給しない（法60条の2第5項）。支給を受けたことがあるかは支給決定日（専門実践教育訓練給付金の場合は前回受講時の最後の支給決定日。資格取得等をしたことにより給付を受けた場合は、その支給決定日。）で判断する（雇用保険法第60条の3第3項の規定により教育訓練給付金の支給があったものと見なされる者を除く）。

（例示１）支給対象者となる場合

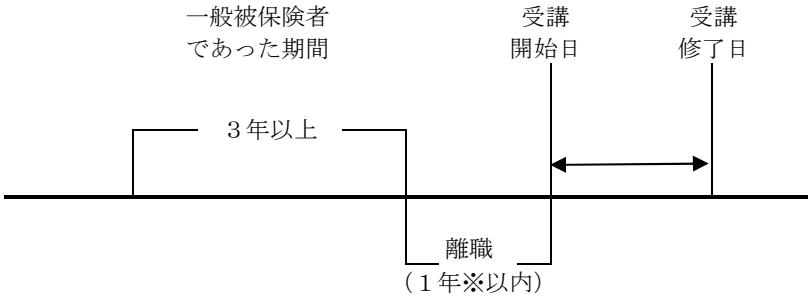
（例示１－１）




（例示１－２）




（例示１－３）

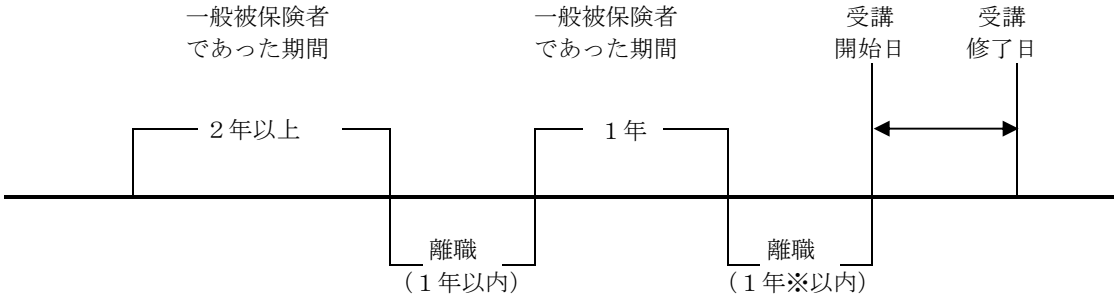



※　３に規定する延長措置がとられている場合には、１年にその期間を足した期間。



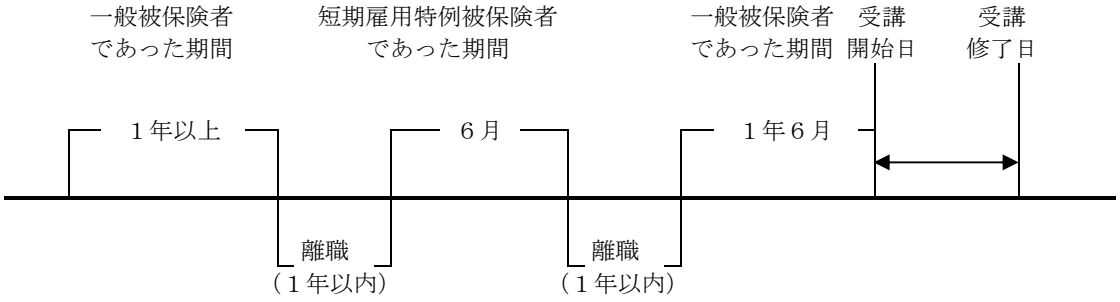
(R6.6)

（例示１－４）

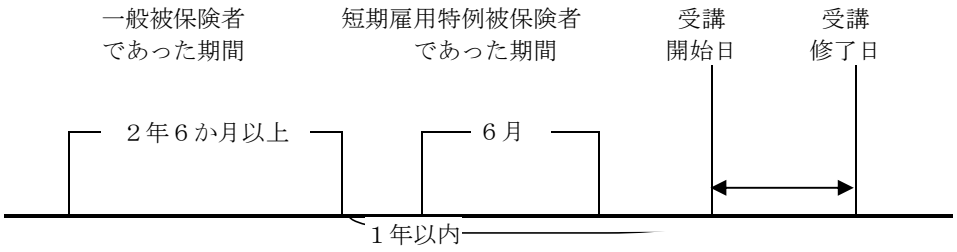



※　３に規定する延長措置がとられている場合には、１年にその期間を足した期間。

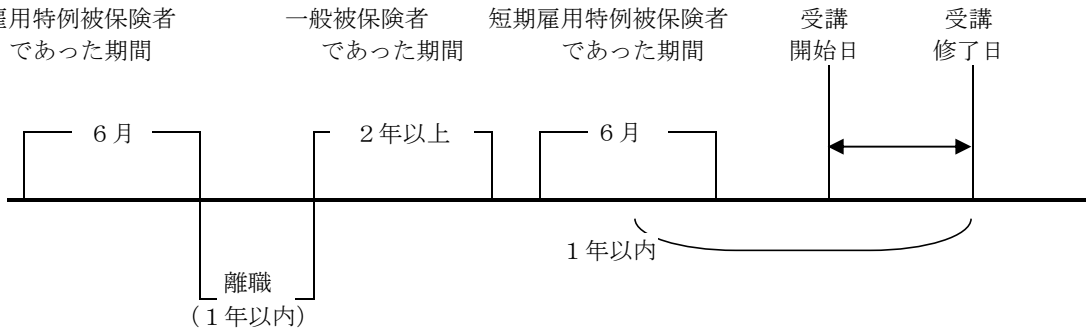
（例示１－５）




（例示１－６）



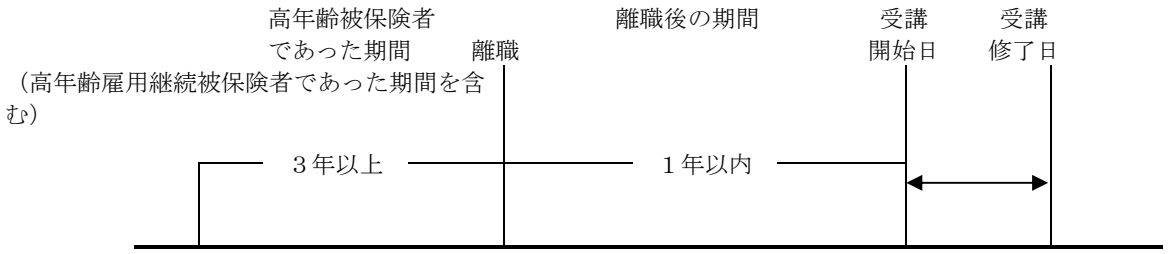

（例示１－７）



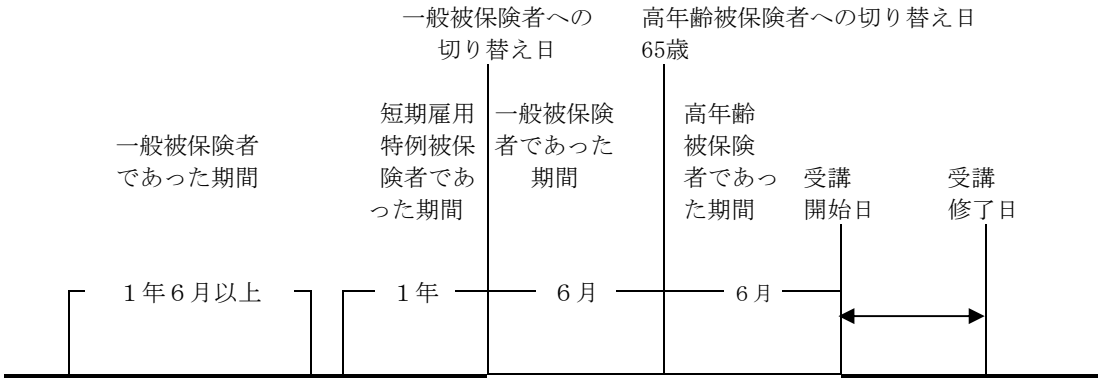



(R6.6)

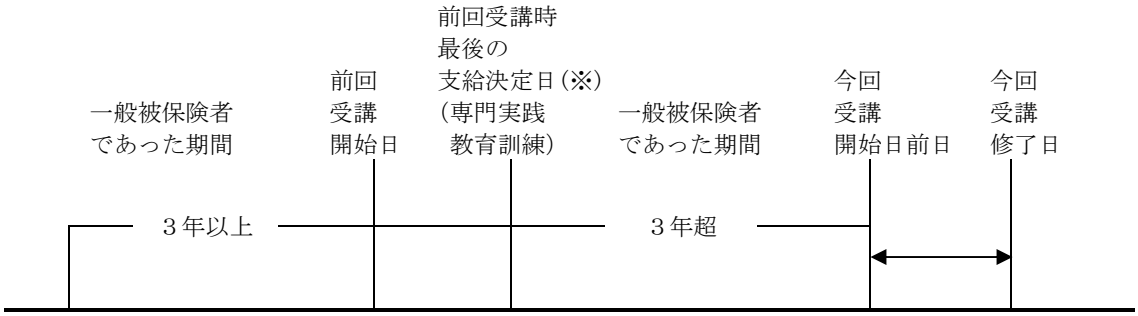
（例示１－８）




（例示１－９）

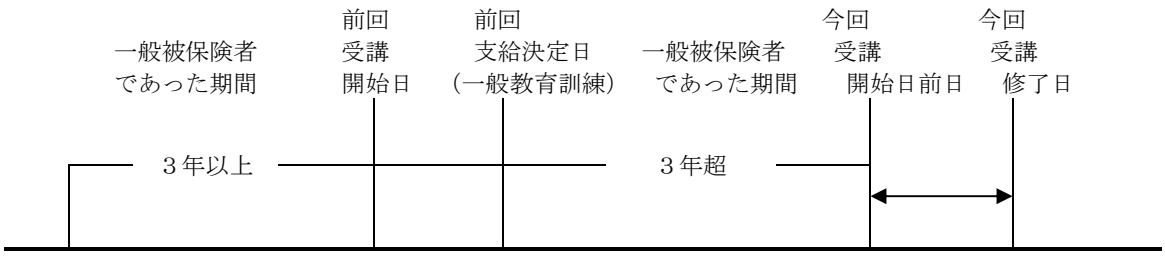



（例示１－10）




（※）資格取得等をしたことにより給付を受けた場合は、その支給決定の日。

（例示１－11）

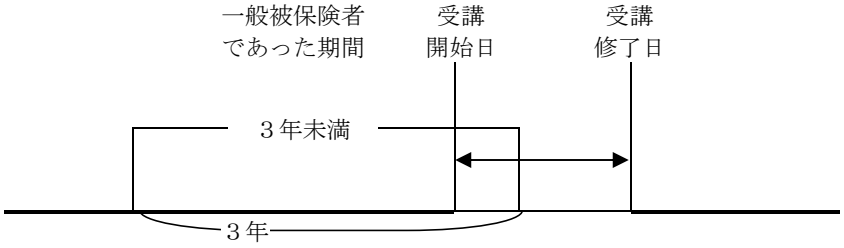




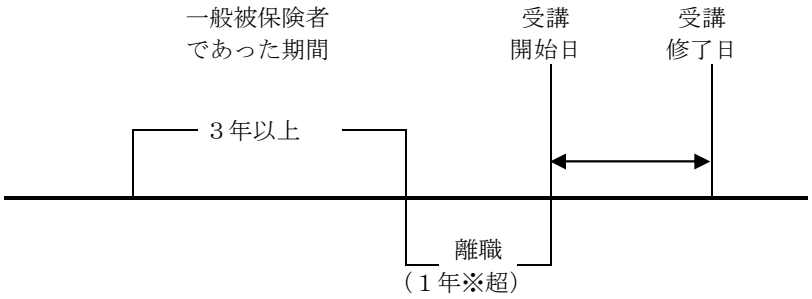

(R6.6)

（例示２）支給対象者とならない場合

（例示２－１）

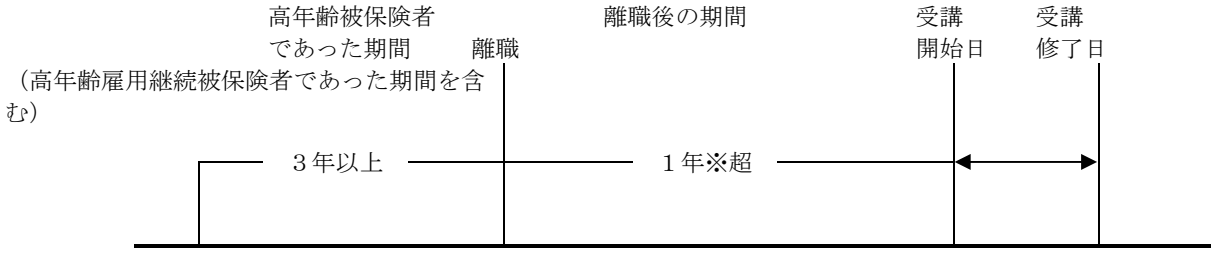



（例示２－２）



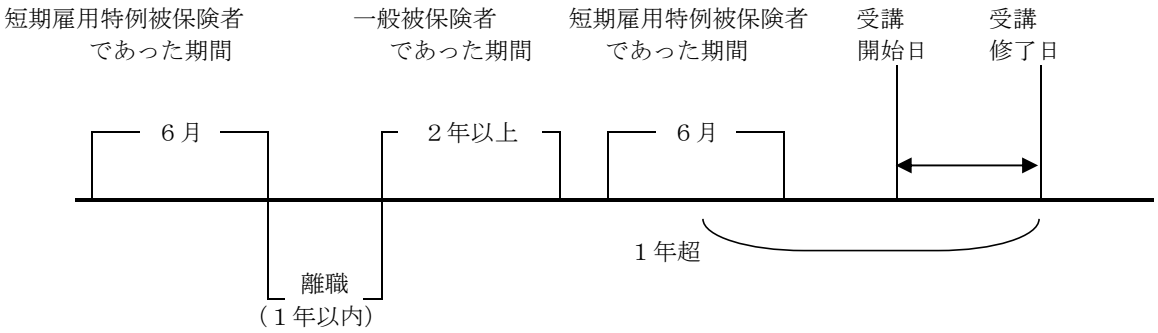

※　3に規定する延長措置がとられている場合には、1年にその期間を足した期間。

（例示２－３）




※　3に規定する延長措置がとられている場合には、1年にその期間を足した期間。

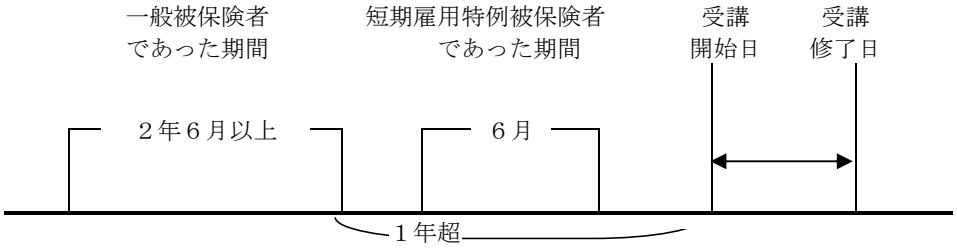
（例示２－４）



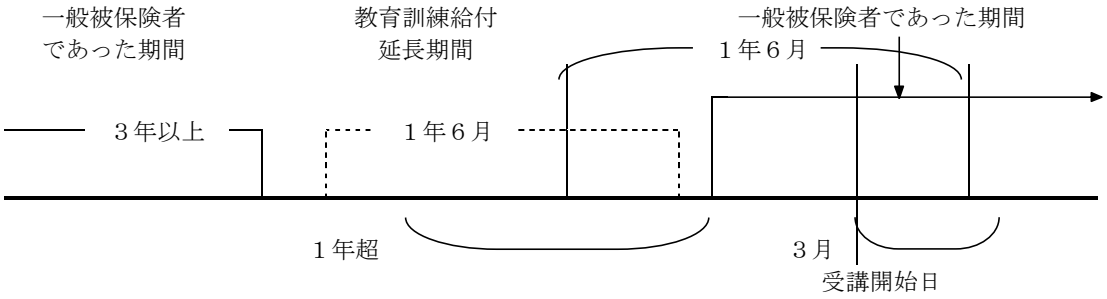



(R6.6)

（例示２－５）




（例示２－６）

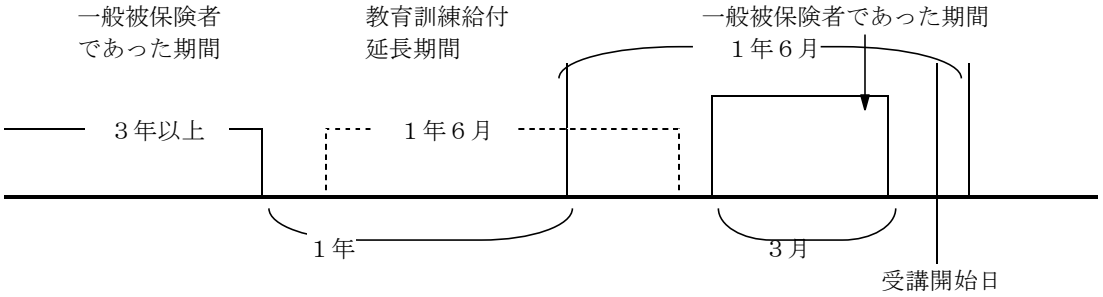



支給要件期間が３年未満（当該被保険者でなくなった日の直前の被保険者でなくなった日が当該被保険者となった日前1年の期間内にないため通算されない。）であるため支給対象者とならない。



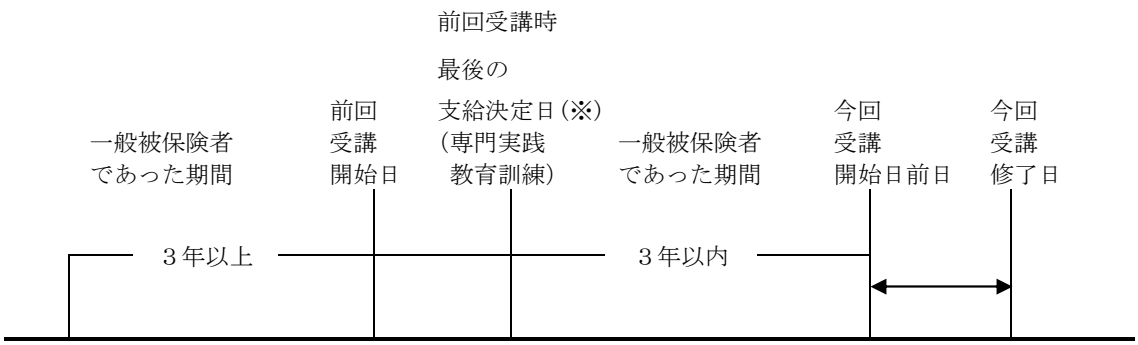
(R6.6)

（例示２－７）



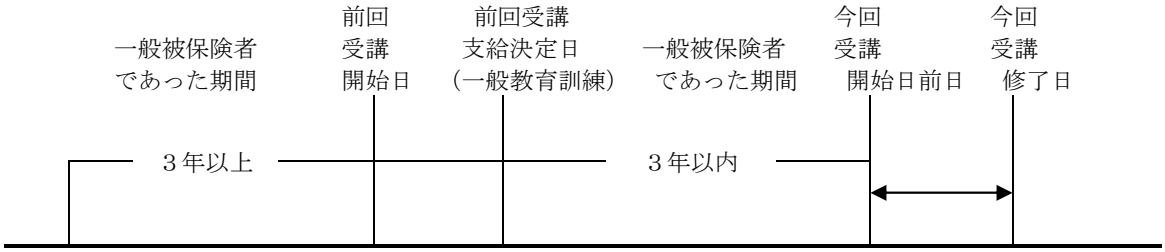

支給要件期間が３年未満（当該保険者でなくなった日の直前の被保険者でなくなった日が当該被保険者となった日前1年の期間内にないため通算されない。）であるため支給対象者とならない。

（例示２－８）




今回の受講開始日の前日から３年以内に、前回の教育訓練給付の支給があるため、支給対象者にならない。
（※）資格取得等をしたことにより給付を受けた場合は、その支給決定の日。

（例示２－９）




今回の受講開始日の前日から３年以内に、前回の教育訓練給付の支給があるため、支給対象者にならない。



(R6.6)

**58213(3)　対象教育訓練**

イ　対象教育訓練の内容

厚生労働大臣は、「雇用保険法第60条の２第１項に規定する、厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準」に合致する教育訓練講座を指定する。

指定に係る講座指定通知書の項目は以下のとおりであり、指定を受けた教育訓練講座については、指定番号（15桁、都道府県番号（２桁）－教育訓練施設番号（５桁）－指定年（２桁）－指定の前期・後期の別（１桁）－教育訓練講座番号（４桁）－チェックデジット（１桁））が付される。

①　教育訓練施設の名称

②　教育訓練講座名

③　一般教育訓練、特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練のいずれかであるかの別

④　実施方法

⑤　訓練期間

⑥　入学料及び受講料の額

⑦　指定期間

⑧　その他必要と認められる事項

なお、対象専門実践教育訓練は、厚生労働大臣の指定を受けた専門実践教育訓練講座を指定期間内に開始したものであることが必要であり、受講開始日が当該指定期間外である場合は専門実践教育訓練に該当しない。ただし、受講修了日は、必ずしも指定期間内にある必要はない。

ロ　受講開始日

受講開始日は、通学制の場合は専門実践教育訓練の所定の開講日（必ずしも本人の出席第１日目とは限らない。）、通信制の場合は受講申込み後はじめて教育訓練施設が教材等を発送した日であって、いずれも指定教育訓練実施者が受講開始日として証明する日である。

ハ　受講修了日

受講修了日は、指定教育訓練実施者が、受講者の受講実績等を修了認定基準に照らすことによって、当該受講者の受講が修了したことを確認し、受講修了日として証明する日である。

**58214(4)　支給単位期間**

イ　専門実践教育訓練給付金の対象となるか否かについては、専門実践教育訓練の受講開始日から６か月ごとの期間を単位として判断する。具体的には、受講開始日又は当該専門実践教育訓練を受けている期間において６か月ごとに受講開始日に応当し、かつ当該専門実践教育訓練を受けている期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下「応当日」という。）から、それぞれその６月後の応当日の前日（当該専門実践教育訓練を修了した日の属する月にあっては、当該専門実践教育訓練を修了した日）までの６か月間を単位とする（以下「支給単位期間」という。）。

この支給単位期間において、支給要件を満たした場合に専門実践教育訓練給付金を支給する。

58215(5)　支給額等

イ　専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給額は、教育訓練経費の 50%に相当する額とする。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

ただし、その 50%に相当する額が 120 万円を超える場合の支給額は 120 万円とし、4 千円を超えない場合は教育訓練給付金は支給されない。

具体的には、連続した２支給単位期間（当該専門実践教育訓練を修了した日が属する場合であって、支給単位期間が連続して２ないときは１支給単位期間）ごとに支給する額は、40 万円を限度とする。このため教育訓練期間が 1 年の訓練の場合、２支給単位期間 40 万円が限度となる。

連続した 2 支給単位期間において上限額 40 万円に達した後、次の連続した 2 支給単位期間において上限額 40 万円に達しない場合であっても、その次の連続した 2 支給単位期間において前の連続した 2 支給単位期間に係る教育訓練経費については支給しない。

なお、平成 30 年１月１日前に専門実践教育訓練を開始した者については、従前のとおり、支給額は教育訓練経費の 40%に相当する額、上限額は 96 万円、連続した２支給単位期間ごとの上限額は 32 万円である。

ロ　専門実践教育訓練を受け修了した者が、当該専門実践教育訓練の指定の際に予め当該専門実践教育訓練に係るとして定められた資格の取得等をし、かつ、当該専門実践教育訓練を受け修了した日の翌日から起算して 1 年以内に一般被保険者等として雇用された者（当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して 1 年以内に雇用されることが困難な者を含む。58252(2)参照。）又は雇用されている者は、教育訓練経費の 70%に相当する額とする。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

ただし、その 70%に相当する額が、168 万円を超える場合の支給額は 168 万円とし、4 千円を超えない場合は教育訓練給付金は支給されない。

具体的には、連続した２支給単位期間（当該専門実践教育訓練を修了した日が属する場合であって、支給単位期間が連続して２ないときは１支給単位期間）ごとに支給する額は、56 万円を限度とする。このため教育訓練期間が１年の訓練の場合、２支給単位期間で 56 万円が限度となる。給付を行うときは全支給単位期間に係る教育訓練経費について改めて計算を行い、ある連続する２支給単位期間にかかる教育訓練経費についての支給額が上限に達した場合であっても、その他の支給単位期間においてその教育訓練経費について限度額まで支給対象とする。

なお、平成 30 年１月１日前に専門実践教育訓練を開始した者については、従前のとおり、支給額は教育訓練経費の 60%に相当する額、上限額は 144 万円、連続した２支給単位期間ごとの上限額は 48 万円である。

ハ　まず専門実践教育訓練受講中及び修了後に各支給単位期間毎に支給申請をさせ、イによって支給する。その後要件を満たしたためロに該当することとなった者は別途支給申請をさせ、ロにより計算し、既にイで計算し支給した額との差額を支給する。

申請期限徒過のためイについて不支給決定をした支給単位期間又は申請がなかった支給単位期間の教育訓練経費についてロの支給申請があった場合、ロとして改めて教育訓練経費の 70%（平成 30 年１月１日前に専門実践教育訓練を開始した者については 60%）に相当する額で支給することができる。

ニ　10 年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練に係る教育訓練給付を受給した専門実践教育訓練の基準日（平成 30 年１月１日前の基準日を含む。）を起点として 10 年を経過するまでの間で開始した専門実践教育訓練に係る教育訓練給付の合計額は、168 万円を限度とする。

最初に専門実践教育訓練に係る教育訓練給付を受給した専門実践教育訓練の基準日から10年を経過した場合は、また新たに専門実践教育訓練に係る教育訓練給付を受給した専門実践教育訓練の基準日を起点として10年を経過するまでの間に開始した専門実践教育訓練に係る教育訓練給付の合計額の上限が168万円となる。

ホ　法令上最短４年の専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）を受講している者については、３年目受講終了時に、専門実践教育訓練給付の10年間における支給上限額168万円（（40万円＋16万円）×３）に４年目受講相当分として上限56万円（40万円＋16万円）を上乗せする。

ただし、既に専門実践教育訓練を受講したことがある者（法令上最短４年の専門実践教育訓練の受講開始日前10年以内の期間に、別の専門実践教育訓練を受講したことがある者）又は、法令上最短４年の専門実践教育訓練の３年目の受講が終了した際に、３年目の後期の賃金に基づき算出する賃金日額が、基本手当の賃金日額の50%（３年目の後期の支給単位期間の末日において60歳から64歳の者については45%）屈折点における額以上である者（高収入の在職者）については、給付上限上乗せの対象外とする。

ヘ　教育訓練経費とされるのは、指定教育訓練実施者に対して支払われた入学料（専門実践教育訓練の受講の開始に際し当該指定教育訓練実施者に納付する入学金又は登録料）及び受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費であって最大３年分）として、指定教育訓練実施者が証明する額であり（消費税込み）、その他の検定試験の受験料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等については教育訓練経費とはならない。また、クレジットカードの利用等、クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は教育訓練経費に該当しない。

ト　教育訓練経費とは、支給対象者が自らの名において直接指定教育訓練実施者に支払った費用をいい、事業主等が指定教育訓練実施者に支払った額は教育訓練経費とはならない。また、事業主等が支給対象者に対して教育訓練の受講に伴い手当等を支給する場合であっても、当該手当等のうち明らかに入学料又は受講料以外に充てられる額を除き、教育訓練経費から差し引いて算定しなければならない。ただし、教育訓練施設から物品又は粗品等を受けた場合であって、その合計が千円未満のときは、教育訓練経費から差し引かない。

また、専門実践教育訓練に係る公的な割引制度又はその他の割引制度が適用される場合、当該割引後の額が「教育訓練経費」となる。

チ　教育訓練経費とは、専門実践教育訓練に係る入学料及び受講料を一括払いで支払った場合の額とこれを分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、受講者が支払った費用として指定教育訓練実施者が証明する額をいう。支給申請に係る教育訓練経費がいずれの方法により支払われたものであるかについては、専門実践教育訓練修了証明書にその旨記載させることとする。

リ　教育訓練経費は、受講修了日までに教育訓練施設に対する支払義務が確定した費用であって、かつ実際に支払われた額（クレジット払いの場合にあってはクレジット契約額）をいい、教育訓練給付金の支給を受けようとする支給対象者が、支給申請の時点で指定教育訓練実施者に対して未納としている入学料又は受講料は、教育訓練経費とされない。

ただし、イの支給申請時においては未納としている入学料又は受講料がロの支給申請時に追納されている場合には、その追納された入学料又は受講料を教育訓練経費とする。

### 58216（6）　専門実践教育訓練受講に係る教育訓練給付金の受給資格確認及び支給申請の主体等

イ　専門実践教育訓練給付金の支給を受けようとする者（以下「専門実践教育訓練受講予定者」という。）は、専門実践教育訓練の受講を開始する日の14日前までに、原則住居所管轄安定所に対して、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第33号の2の2）（以下「受給資格確認票」という。）を提出し、専門実践教育訓練受給資格の認定を受けなければならない。

専門実践教育訓練受給資格の決定を受けた専門実践教育訓練受講予定者（以下「専門実践教育訓練給付金受給資格者」という。）は、専門実践教育訓練給付金の各支給単位期間毎に、住居所管轄安定所に対して、教育訓練給付金支給申請書（様式第33号の2の4）（以下「支給申請書（様式第33号の2の4）」という。）に必要な書類を添付して提出することによって支給申請を行わなければならない。

ロ　受給資格確認票の提出を受けた住居所管轄安定所においては、これに基づいて専門実践教育訓練受給資格の確認を行い、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証（則様式第33号の２の３）（以下「教育訓練受給資格者証」という。）（マイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）による認証を行って58232の受給資格確認票の提出をした専門実践教育訓練受講予定者であって、教育訓練受給資格通知（則第101条の２の12第２項に規定する教育訓練受給資格通知をいう。以下同じ。）の交付を希望するもの（以下「マイナンバーカード利用者」という。）に対しては、教育訓練受給資格通知）又は専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金受給資格否認通知書（以下「受給資格否認通知書」という。）を本人に通知する。

後に支給申請を受けた住居所管轄安定所においては、これに基づいて支給決定を行い支給額を算定してこれを本人に通知するか、又は、不支給決定を行ってこれを本人に通知する。

ハ　受給資格の確認申請及び支給申請は、本人自身が安定所に出頭して行うほか、代理人（提出代行を行う社会保険労務士を含む。）、郵送又は電子申請により行うこととしても差し支えない（代理人による申請の場合は委任状を必要とする。）。この場合において、郵送による場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。また、電子申請による場合は、汎用受付システムに備えられたファイルへの記録がされた日を申請日として取り扱う。

ただし、指定教育訓練実施者及び教育訓練施設、その販売代理店等（契約関係の有無及びいかなる名称によるかを問わず、販売代理店、販売取次店、販売代理員その他、支給申請に係る専門実践教育を販売する者すべてをいう。以下同じ。）に所属する者及び58231の訓練前キャリアコンサルティングを行った訓練対応キャリアコンサルタントを代理人とする申請は認めない。

### 58217(7)　支給の頻度及び支給申請の期間

専門実践教育訓練給付金の支給は、応当日により区切られた６か月（支給単位期間）を単位として、支給要件を判断する。

管轄安定所は、専門実践教育訓練受講予定者に対して、専門実践教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、支給単位期間ごと（当該支給単位期間の末日の翌日から起算して１か月以内）に支給申請を行うよう指示を行う。（なお、当該支給申請期間の末日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年１月３日までの日）に当たる場合には、その行政機関の休日の翌

日が申請期間の末日とみなされる。以下同様。郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。また、電子申請による場合は、汎用受付システムに備えられたファイルへの記録がされた日を申請日として取り扱う。）。ただし、専門実践教育訓練受講予定者が教育訓練支援給付金の受給資格者でもある場合、教育訓練支援給付金の失業の認定日を指示することになるため、可能な限りこの日に専門実践教育訓練給付金の支給申請を行うよう指導する。（58238(8)参照）

### 58221-58230　3　適用対象期間の延長

#### 58221(1)　概要

一般教育訓練に係る教育訓練給付金の適用対象期間の延長と同様である。

このため、一般教育訓練、特定一般教育訓練と専門実践教育訓練の各教育訓練給付金のためにそれぞれ適用対象期間の延長を行う必要はない。

ただし、各教育訓練給付金に係る適用対象期間の延長は最大で20年まで可能であるが、教育訓練支援給付金については、適用対象期間の延長を行った場合においても、一般被保険者等でなくなった日から４年以内に開始しない場合は、支給対象とならないこと及び適用対象期間の延長申請後であっても、直前の一般被保険者等でなくなった日から１年を超えて新たに被保険者資格を取得した場合は、支給要件期間が通算されず、支給対象者に該当しなくなる場合があることに留意すること。

### 58231-58240　4　専門実践教育訓練給付金の受給資格の確認

#### 58231(1)　訓練前キャリアコンサルティングの実施等

イ　専門実践教育訓練受講予定者は、当該教育訓練を受講する前に、キャリアコンサルタント（キャリアコンサルティング（職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 10 条の 3 第 1 号の情報の提供、相談その他の援助をいう。以下同じ。）を行う者であって厚生労働大臣が定めるものをいう（則第 101 の 2 の 11 の 2)。以下「訓練対応キャリアコンサルタント」という。）から、当該専門実践教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項についてキャリアコンサルティング（以下「訓練前キャリアコンサルティング」という。）を受けなければならない。

なお、受給資格確認票の提出が訓練開始日の 14 日前までであるため、受講予定者には時間的余裕をもって確認申請ができるよう訓練前キャリアコンサルティングを受けるよう伝えることが必要である。

ロ　訓練対応キャリアコンサルタントは訓練前キャリアコンサルティングを実施し、当該者の就業に関する目標等について記載した書面（ジョブ・カード）を作成し、本人に手交する。

#### 58232(2)　専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票の提出

イ　専門実践教育訓練受講予定者は、当該専門実践教育訓練を開始する日の 14 日前までに、次の書類を添えて、及び運転免許証その他の専門実践教育訓練受講予定者が本人であることを確認することができる書類を添えて（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）受給資格確認票を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない（則第 101 条の２の 12）。

このとき、本人確認を徹底するため、運転免許証等写真が貼付され、偽造が困難な証明書（50003 ハ(ｲ)、

ニ(ｲ)）の提示を求める。写真が貼付されている証明書を所持していない者については、50003 ハ(ﾛ)、50003 ハ(ﾊ)、50003 ニ(ﾛ)のうち種類の異なる複数の書類の提示を求める。

また、この者が本人であるか否か必要な質問を行うとともにその他具体的状況に応じて適切な質問を行って確認する。このうち、次の確認は必ず行うこととする。

a　受給資格確認票を提出した者から本人氏名をフルネームで聴取し、受給資格確認票記載のフリガナ等と突合し、確認する。

b　住居所を町名、番地、アパート名まで詳細に受給資格確認票を提出した者から聴取し、確認する。

c　受給資格確認票記載の電話番号を確認し、当該者に対して後日確認のため連絡する場合等があることを伝える（なお、実際に本人あて連絡し確認する際には、当該者のプライバシーにも配慮して行う。）。

d　これまでの失業等給付の受給歴を聴取し、必要に応じて被保険者台帳を確認する。

なお、受給資格確認票に必要な個人番号の記載がない場合は返戻し、記載を受けた上で受理する。

(ｲ)　訓練対応キャリアコンサルタントが、当該専門実践教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、訓練前キャリアコンサルティングを踏まえて記載した書面（ジョブ・カード）。

(ﾛ)　教育訓練給付適用対象期間延長通知書

適用対象期間の延長措置を受ける場合に必要。

(ﾊ)　写真２枚（最近の写真、正面上三分身、縦 3.0 ㎝×横 2.4 ㎝）

１枚は教育訓練受給資格者証、１枚は受給資格確認票に貼付する。

なお、受給資格確認及び支給申請等の手続きのタイミングごとに、マイナンバーカードを提示する場合は、写真を省略して差し支えない。

マイナンバーカード利用者の場合は、写真は不要である。

(ﾆ)　委任状

社会保険労務士以外の代理提出の場合に、本人住居所、本人氏名、代理人氏名、代理人住所、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した委任状が必要。

なお、社会保険労務士による提出代行の場合は、受給資格確認票又は支給申請書（様式第 33 号の２の 4）の備考欄又は欄外に、本人から社会保険労務士に委託する旨自署してあり、昭和 62 年３月 24 日付け労徴発第 18 号に規定する署名または定型印の押印があれば、委任状を提出させる必要はない。

(ﾎ)　削除

(ﾍ)　払渡希望金融機関指定届

教育訓練給付金は、支給決定を受けた本人の普通預(貯)金口座への口座振込みによって支給する。

このため支給申請者に対しては、受給資格確認票の中の払渡希望金融機関指定届に、教育訓練給付金の払渡しを希望する金融機関（出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 52 条第２項に規定する日本銀行が指定した銀行その他の金融機関に限る。以下「金融機関」という。）の本人名義の普通預(貯)金口座又はその者が新たに設ける本人名義の普通預(貯)金口座に係る記載を行い、当該普通預(貯)金口座の通帳、キャッシュカード若しくはその他の払渡金融機関の口座情報が確認できるもの又はその写しを添えて提出するよう指導する。

公金受取口座登録法に基づき口座情報登録・連携システムに公的給付支給等口座を登録し、かつ、安定所

に個人番号を届け出ている者であって、当該口座への振込を希望する場合の取扱いは、52003 イ(ﾛ)参照。

口座振込みによる教育訓練給付金の支給に係るその他の具体的な事務手続については、求職者給付の場合と同様である（業務取扱要領 52001－52050 参照）。

基本手当の受給資格者については、既に提出しているので払渡希望金融機関指定届の欄の記載等は要しない。

(ﾄ)　受給資格確認票に、個人番号の記載がある場合又は支給申請書とともに個人番号登録届又は個人番号変更届が提出された場合には、50005(5)に準じて個人番号及び身元（実在）確認を行う。

上記(ﾊ)の本人確認資料として民生委員の証明が添付されていた場合であっても、個人番号の身元（実在）確認を行ったことにはならないため、50005(5)ロ(ﾛ)の書類を確認する。基本手当の受給資格者の場合は雇用保険受給資格者証（本人の写真付き）を確認することとして差し支えない。

(ﾁ)　代理人を通じて、個人番号が記載された受給資格確認票又は支給申請書とともに個人番号登録届又は個人番号変更届が提出された場合については、上記(ﾄ)に基づき委任状による代理権を確認する他、**50005(5)ロ(ﾛ)**の書類によって代理人の身元（実在）を確認するとともに、**50005(5)ロ(ｲ)**の書類により本人の個人番号の確認を行う。

郵送又は電子申請により個人番号が記載された受給資格確認票又は支給申請書とともに個人番号登録届又は個人番号変更届が提出された場合であって、個人番号及び身元（実在）の確認を行うことのできる書類が添付されていない場合は、届出等書類を返戻し、確認書類を追完させた上で受理する。（ただし、既に他の届出等で個人番号が登録されている場合は、50005（5）ロ参照）。また、個人番号の登録は必ず個人番号登録届・個人番号変更届によること。

本人から窓口に申請された場合であって、個人番号欄に記載はあるものの、個人番号の確認書類の提示が困難である場合は、住民基本台帳ネットワークシステムへの情報照会により個人番号の確認を行うこと。具体的には、個人番号を元に住民基本台帳ネットワークシステムの氏名、性別、生年月日、住所等の情報を照会し、当該個人番号に登録されている者の情報が、申請者の情報と一致することを確認すること。この場合も運転免許証等による身元（実在）確認は必要である。

(ﾘ) 専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告

過去に専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練を受けた場合に、過去に受けた専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練によるキャリア形成等の効果等を把握することができる書類。

当該報告は、後日、政策の効果検証に活用するため、指定講座番号や回答の記入漏れがないか確認の上で受理すること。

ロ　削除

ハ　受給資格確認票が普通郵便で郵送された場合には、個人番号が含まれるため厳格な安全管理を行う必要があることから、教育訓練受給資格者証若しくは教育訓練受給資格通知又は受給資格否認通知書を送付する際に、郵送により支給申請を行う場合には、次回から追跡可能な書留等により提出するよう注意喚起する。

ニ　専門実践教育訓練給付金の受給資格確認の申請と同時に、教育訓練支援給付金の受給資格確認を行うことができることがあるため、専門実践教育訓練受講予定者に対してその旨説明するとともに、希望に応じて教育訓練支援給付金に係る受給資格決定を行う。

基本手当の受給中であって教育訓練支援給付金の給付を受けることが出来ない場合であっても教育訓練支

援給付金の受給資格決定は可能であり、また教育訓練支援給付金の受給資格決定が可能な時期は限られていることを説明すること。

一般被保険者である者に対しては受講開始日より前に資格を喪失し、失業の状態になった場合は、一般被保険者でなくなった日の翌日から一箇月を経過する日までに教育訓練支援給付金の受給資格決定を行うことも可能であることを説明すること。

なお、詳細は教育訓練支援給付金の業務取扱要領を参照すること。

ホ　受理した受給資格確認票の処理

(ｲ)　提出された受給資格確認票が、その安定所において受理すべきものであると認められるときは、当該受給資格確認票に文書受付日付印及び取扱者印を押す。

なお、受付日付印及び取扱者印に代えて、次のようなゴム印を押印することとして差し支えない。ただし、職員について、登録番号を決定したときは、これに関する調書を作成しておく。

(ﾛ)　受給資格確認票については、「個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第２、第３及び「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に基づき、①取得、②利用、③保管、④廃棄・削除のそれぞれの段階において、厳重な安全管理措置を講じる。

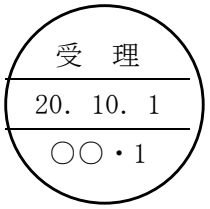
受給資格確認票については、提出された他の書類と一括して保管することとし、審査処理に時間を要する場合には、鍵付きの保管庫等に保存するなど、審査が完了するまで厳重な安全管理を行う。

(ﾊ)　本人から受給資格確認票の提出があった場合のシステム入力の際には、システムに入力された個人番号と届出のあった個人番号とが一致しているかを目視で確認する。

この際、既に個人番号がシステムに入力されており、今回の届出にあたって個人番号を入力した際に、既に入力されている個人番号と異なった個人番号であった場合（入力された個人番号が他の被保険者に記録されている個人番号である場合や登録された個人番号に誤りがあった場合など）や住民基本台帳ネットワークシステムとの情報に齟齬がある場合には、個人番号登録処理結果票又は個人番号登録エラー通知票にエラー内容が出力されるため、本人に対して必要な確認を行い、個人番号に誤り又は変更がある場合は、個人番号登録届又は個人番号変更届により入力を行う（個人番号の確認及び身元（実在）確認については 50005（５）参照）。

(ﾆ)　受給資格確認票の処理が完了した場合には、鍵付きの保管庫等に保存するなどの厳重な安全管理を行う。

個人番号が記載された書類の写しを廃棄する場合には、対象者氏名、被保険者番号、廃棄年月日等を記載した記録簿等を整理すること。




回転式又は差込式

安定所名　　担当職員の登録番号

様式第33号の２の２（第101条の２の７第１号の２、第101条の２の７第２号関係）（第１面）

# 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票

（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 1 3 5 0 2

1. 個人番号

2. 被保険者番号

3. 姓（漢字）　4. 名（漢字）

5. フリガナ（カタカナ）

6. 生年月日　元号　年　月　日　（2 大正　3 昭和　4 平成　5 令和）

7. 指定番号

教育訓練施設の名称

教育訓練講座名

8. 受講開始予定年月日　元号　年　月　日

受講修了予定年月日　元号　年　月　日

9. 郵便番号

10. 住所（漢字）※市・区・郡及び町村名

住所（漢字）※丁目・番地

住所（漢字）※アパート、マンション名等

11. 電話番号（項目ごとにそれぞれ左付けで記入してください）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

雇用保険法施行規則第101条の２の12第１項及び附則第27条の規定により、
上記のとおり教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の受給資格の確認を申請します。

令和　年　月　日　公共職業安定所長　殿

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※公共職業安定所記載欄

12. 教育訓練給付金資格確認請求年月日　元号　年　月　日　資格確認年月日　元号　年　月　日

13. 賃金日額（区分一日額または総額）

14. 教育訓練支援給付金受給資格確認請求年月日　元号　年　月　日　資格確認年月日　元号　年　月　日

15. 教育訓練資格否認（1 就職不適 2 欠格期間 3 コンサルティング 4 その他）

16. 支援給付資格否認（1 その他 2 未就職）

17. 金融機関・店舗コード　口座番号

特定一般区分（空欄 特定以外 1 特定）

## 払渡希望金融機関指定届

| 18. 払渡希望金融機関 | フリガナ | | 金融機関コード | 店舗コード |
|---|---|---|---|---|
| | 名称 | 本店 支店 | | |
| | 銀行等（ゆうちょ銀行以外） | 口座番号 | （普通） | |
| | ゆうちょ銀行 | 記号番号 | （総合）　－ | |

備考

※

| 所長 | 次長 | 課長 | 係長 | 係 | 操作者 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

※処理欄

| 教育訓練給付金（特定・専門） | | | | 教育訓練支援給付金 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 決定年月日 | 令和　年　月　日 | | | 決定年月日 | 令和　年　月　日 | | |
| 資格可否（理由） | | | | 資格可否（理由） | | | |
| 通知年月日 | 令和　年　月　日 | | | 通知年月日 | 令和　年　月　日 | | |
| キャリコン | | 事業主承認 | 本人・住所 | 運・健受・住・出印 | | 被保険者証 | 本・代・郵 |

2022. 3



(R6.6)

様式第33号の２の２（第101条の２の７第１号の２、第101条の２の７第２号関係）（第２面）

## 注　意

1　この確認票は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の給付に必要な受給資格の確認を行うためのものです。
　８欄に記載した受講開始予定年月日の前日から起算して１か月前の日までに、下記の確認書類を添付して、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。なお、代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。（ただし、教育訓練支援給付金の受給資格の確認を行う場合は、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に、申請者本人が出頭した上で、確認票及び添付すべき確認書類の提出をすることが必要です。）
2　確認票に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と確認票の内容が異なる場合は、受給資格の確認を行うことができません。なお、当該手続及びこれに続き今後行う支給申請時に個人番号カード（マイナンバーカード）を提示する場合には（３）の書類を省略することが可能です。
（１）当該教育訓練の受講に関する「キャリアコンサルティングの記録」
（２）本人確認及び本人の住所又は居所を確認できる官公署の発行した書類（原則原本。ただし、代理人、郵送又は電子申請の場合は写しでも可。）
　［具体的には、運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード（マイナンバーカード）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書（本人の写真付き）のいずれか１種類です。これらがない場合は、国民健康保険被保険者証若しくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署から発行・発給された身分証明書若しくは資格証明書（本人の写真がないもの）のいずれか２種類です。］
（３）最近の写真（６か月以内の写真であって、正面上三分身が写った、縦3.0cm×横2.4cmのものを、２枚。ただし、特定一般教育訓練給付金の受給資格の確認を行う場合を除く。）
（４）雇用保険被保険者離職票－１及び２（教育訓練支援給付金の受給資格の確認を行う場合にのみ添付してください。基本手当等の資格決定を受け、雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証の交付を受けている場合は、雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証を添付してください。）
3　妊娠、出産、育児、疾病若しくは負傷又はこれらに準ずる理由で申請者本人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所長がやむを得ないとして、教育訓練給付の対象となり得る期間の延長を認める場合には、「教育訓練給付適用対象期間延長申請書」の提出が必要になります。
4　申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処せられることがあります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
5　確認票の記載について
（１）この確認票により、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の受給資格があるか確認の申請をすることができますが、受給資格の確認を申請しない給付金がある場合は、表題及び署名欄の確認を申請しない給付金の名称と「及び」を抹消してください。
（２）□□□□で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置（ＯＣＲ）で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
（３）年月日を記載する欄には、元号コードを記載した上で、年月日が１桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「０」を付加して２桁で記載してください。（例：平成３年２月１日→ ４ ０３ ０２ ０１ ）
（４）※印のついた欄には記載しないでください。
（５）１欄には、指定された個人番号（マイナンバー）を間違いのないよう記載してください。
（６）２欄には、雇用保険被保険者証（雇用保険受給資格者証又は高年齢受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。なお被保険者番号が16桁（２段／上６桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。
（７）３～５欄は漢字、カタカナ、平仮名により明瞭に記載してください。
（８）５欄のフリガナ欄は、姓と名の間に１文字分の空欄をあけてください。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、１文字として取扱い（例：ガ→ カ゛ 、パ→ ハ゜ ）、また「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。
（９）７欄及び８欄は受講を希望する指定教育訓練の実施者に確認の上、記載してください。確認票に記載された受講開始予定日と実際の受講開始日が異なる場合は、各給付金の支給申請時に受給できないことがあります。実際の受講開始日が変更された場合、速やかに公共職業安定所宛て連絡してください。
（10）10欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字体とする。）により明瞭に記載してください。
（11）11欄の電話番号は、平日昼間に連絡の取りやすい電話番号を記載してください。
6　払渡希望金融機関指定届の記載について
（１）「名称」欄には教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を今後申請する際に払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。
（２）「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人の名義の通帳の口座（記号）番号を記載してください。
（３）確認票の提出と同時に申請者本人の名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示してください。また、雇用保険の基本手当受給資格者等であって既に払渡希望金融機関指定届を届けている方は、届けの必要がありません。



(R6.6)

## 【報告様式】 専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告

○この報告様式は、過去に専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付を受給したことがある方のうち、再度、「専門実践教育訓練給付制度（※）」及び「特定一般教育訓練給付制度（※）」の指定講座を受講し、これらの給付の受給手続きをしようとしている方を対象に、過去に受講された講座の受講の効果等についてお伺いするものです。＜調査票：片面2枚1組＞

○この報告は、法令上、支給申請時において提出が義務付けられております。必ずご記入の上、ハローワークにご提出いただくようお願いいたします。

（※）「専門実践教育訓練給付制度」及び「特定一般教育訓練給付制度」･･･労働者の自発的な職業能力の開発・向上を支援し、その雇用の安定及び就職の促進を図ることを目的とする雇用保険給付制度です。

| 雇用保険被保険者番号 | |
|---|---|



(R6.6)

| 受講修了した講座の名称 | | 性別 | 男性・女性 | 年齢 | （　　）歳 |
|---|---|---|---|---|---|
| 指定講座番号 | | | | | |

問1.【全員ご回答ください】
前回受講した講座の修了時点からの経過年月をお答えください。該当する番号を〇で囲んでください。
1. 3年～5年未満
2. 5年～10年未満
3. 10年～15年未満
4. 15年～20年未満
5. 20年以上

問2.【全員ご回答ください】
前回受講した講座と今回受講する講座の関係をお答えください。最も当てはまるものを選んで、該当する番号を〇で囲んでください。
1. 今回受講する講座は前回受講した講座の上位資格を目指すものである
2. （1. に該当せず）今回受講する講座は前回受講した講座と関連分野の資格取得を目指すものである
3. 今回受講する講座は前回受講した講座の職域や従事できる業務の幅の拡大を目指すものである
4. 今回受講する講座は前回受講した講座と直接には関係のないものである
5. わからない

※以下の質問は、今回受講する講座ではなく前回受講した講座についてお答えください。
問3.【全員ご回答ください】
前回受講した講座を受講した理由は何ですか。該当する番号を〇で囲んでください（**複数回答可**）。
1. 仕事に必要な知識・能力を身に付けるため
2. 昇進・昇格に備えて
3. 配置転換・出向に備えて
4. 資格取得等により、転職するため
5. 資格取得等により、正社員に転換するため
6. 再就職のため
7. その他（　　）← ご記入ください

問4.【全員ご回答ください】
前回受講した講座に取得目標資格が設定されていた場合、あなたは目標資格を取得しましたか。
1つ選んで、該当する番号を〇で囲んでください。
※専修学校（職業実践専門課程）、専門職大学院（法科大学院を除く）、職業実践力育成プログラム、第四次産業革命スキル習得講座など前回受講した講座に取得目標資格が設定されていなかった場合には、「6」を選んでください。
1. 資格を取得した
2. 受験したが、取得できなかった
3. 受験したが、結果が出ていない（結果待ち）
4. 受験を予定しているが、現時点で受験に至っていない
5. 受験は予定していない
6. 講座に取得目標資格が設定されていない

問5.【全員ご回答ください】
問5－1. 前回受講した講座の受講開始時点のご自身の就業等の状況について、1つ選んで該当する番号を記入してください。
1. 正社員
2. 非正規雇用（派遣労働者、契約社員を含む）　→ 問5－2へそのままお進みください。
3. その他の就業（自営業等）
4. 非就業　→ 問7へお進みください。

問5－2. 現時点（アンケート回答時点）で前回受講した講座の受講開始時点と就業等の状況に変化はありましたか。
1. 変化があった　→問5－3へお進みください。
2. 変化はない　→問6へお進みください。

問5－3.【問5－2で1を選んだ方のみご回答ください】
変化後（現時点）の就業等の状況について、該当する番号を〇で囲んでください。
1. 正社員
2. 非正規雇用（派遣労働者、契約社員を含む）
3. その他の就業（自営業等）
4. 非就業



(R6.6)

問6.**【問5－1で1～3を選んだ方のみご回答ください】**

前回受講した講座の受講開始時に就業していた方にお伺いします。講座の受講の効果として、どのようなものがあったと思いますか。

当てはまるものを**複数**選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 処遇の向上（昇進、昇格等）
2. 配置転換等により希望の業務に従事できた
3. 円滑な転職
4. 賃金のアップ、資格手当等への反映
5. その他（社内外の評価が高まるなど）の効果
6. 特に効果はない

→ 問8へお進みください

問7.**【問5－1で4を選んだ方のみご回答ください】**

前回受講した講座の受講開始時に就業していなかった方にお伺いします。

（1）講座受講の効果として、どのようなものがあったと思いますか。
最も当てはまるものを**1つ**選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 早期に就職できる
2. 希望の職種・業界で就職できる
3. より良い条件（賃金等）で就職できる
4. その他の効果
5. 特に効果はない

（2）前回受講した講座の受講開始後、一度でも就職しましたか。当てはまるものを**1つ**選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した
2. 受講修了後3～6か月以内に就職した
3. 受講修了後6～12か月以内に就職した
4. 受講修了後1年～1年12か月以内に就職した
5. 受講修了後2年～2年12か月以内に就職した
6. 受講修了後3年～3年12か月以内に就職した
7. 受講修了後4年～4年12か月以内に就職した
8. 受講修了後5年～9年12か月以内に就職した
9. 受講修了後10年～19年12か月以内に就職した
10. 受講修了後20年を超えて就職した
11. 一度も就職していない

問8.【全員ご回答ください】

前回受講した講座の教材、カリキュラム、指導内容等は、現在のご自身の能力の習得（例　目標資格の取得）に役立つものとして満足できましたか。**1つ**選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 大変満足
2. おおむね満足
3. どちらとも言えない
4. やや不満
5. 大いに不満

問9.【全員ご回答ください】

前回受講した講座の受講と給付金の関係について、該当する番号を**1つ**選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 給付金が支給されるので、前回受講した講座を受講した
2. 給付金が出なくても前回受講した講座を受講した

問10.【全員ご回答ください】

前回受講した講座は、自らのキャリア形成に役立つものとして満足できましたか。**1つ**選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 大変満足
2. おおむね満足
3. どちらとも言えない
4. やや不満
5. 大いに不満

問11.【自由記述】

前回受講した専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練は、ご自身のこれまでのキャリア形成にどのように活かすことができたと感じているか、具体的に記載してください。

記入欄は以上です。

## 58233(3)　専門実践教育訓練受給資格の決定

イ　専門実践教育訓練給付金の受給資格（以下「専門実践教育訓練給付金受給資格」という。）とは、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる資格をいう。専門実践教育訓練給付金受給資格の決定とは、受給資格確認票を提出した者について、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる資格を有する者であると認定することをいう（以下「専門実践教育訓練給付金受給資格の決定」という。）。

ロ　受給資格確認票の提出を受けた住居所管轄安定所においては、受給資格確認票及び確認書類により、以下の点を確認する。なお、システムによってセンターに対して行われる照会は、実際には、受給資格確認票をシステムに入力することによって 1 回で行われるものであり、その結果の確認を経て、システムによって教育訓練受給資格者証若しくは教育訓練受給資格通知又は教育訓練受給資格否認通知書の作成が行われる。

(ｲ) 本人及び住居所の確認

専門実践教育訓練受講予定者が専門実践教育訓練を開始しようとする対象者本人であり、その住居所が住居所管轄安定所の管轄区域内であることを確認する。

具体的には、本人・住居所確認書類と、受給資格確認票、払渡希望金融機関指定届、に記載された氏名及び住居所が同一であることを確認する。

(ﾛ) 要件の確認

専門実践教育訓練受講予定者が、受講開始日現在で一般被保険者等であり、又は一般被保険者等でなくなった日から 1 年（当該期間内に適用対象期間の延長措置がなされている場合には、当該延長措置により加算された期間とし、その加算された期間が 20 年を超えるときは、20 年とする。）以内にあり、支給要件期間が３年又は２年（当分の間、初回のみ）以上あること等の要件を満たす支給対象者であることを確認する。

また、受講開始日の前日から３年前までに教育訓練給付金を受けたことが無いことも確認する。（ただし、平成 26 年 10 月 1 日前に雇用保険法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 13 号）による改正前の雇用保険法 60 条の 2 第 1 項の規定による教育訓練給付金の支給を受けた者については、当該取扱いを適用しない。）

具体的には、支給申請書（様式第 33 号の 2 の 4）に記載された、被保険者番号、生年月日、氏名、受講開始日をシステムに入力することによって、センターに照会する。

(ﾊ) 訓練前キャリアコンサルティングに係る確認

ジョブ・カードに記載されている訓練前キャリアコンサルティングの結果を確認する。

具体的には、ジョブ・カードに記載されている訓練対応キャリアコンサルタントのコメントの内容と受給資格確認票に記載された教育訓練の内容に整合性があるか、第 101 条の２の 12 第８項に規定する担当キャリアコンサルタントが留意すべき事項に沿って訓練前キャリアコンサルタントを実施したことを示す「雇用保険法施行規則に規定する留意事項に沿って実施した」という記載があるか確認するとともに、訓練前キャリアコンサルティングを行ったキャリアコンサルタントが訓練対応キャリアコンサルタントであるか確認する。

訓練対応キャリアコンサルタントの名簿は労働局で管理しているため、公共職業安定所は必要に応じ訓練対応キャリアコンサルタントであるか労働局に照会する。他の労働局管内の安定所に配置され

た訓練対応キャリアコンサルタントの確認は、労働局が安定所からの照会を受けて他の労働局あてに照会する。この照会は電話による確認で差し支えない。

ジョブ・カード自体の有効期限はないが、適切な訓練前キャリアコンサルティングに基づく専門実践教育訓練の受講となるよう、受講開始日前１年以内に訓練前キャリアコンサルティングを受けたものであること。

(ﾆ) 専門実践教育訓練に係る確認

受給資格確認票に記載された教育訓練が、専門実践教育訓練に該当するものであることを確認するとともに、専門実践教育訓練受講予定者が、専門実践教育訓練を指定期間内に開始する予定であることを確認する。

具体的には、教育訓練が、専門実践教育訓練に該当し、指定期間内に開始する予定であることについて、教育訓練施設の名称、教育訓練講座名、指定番号、受講開始予定日について、配付された厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧と照合するか又は受給資格確認票により指定番号、受講開始予定日を入力することによりセンターに照合する。

(ﾎ) 代理人の場合

専門実践教育訓練給付金の受給資格の確認を代理人（提出代行を行う社会保険労務士を含む。）によって行う場合、教育訓練支援給付金の受給資格確認は行えないことに留意する。

ハ　住居所管轄安定所における受給資格確認票の保存期間は、7 年間とする。

個人番号が記載された受給資格確認票の保存にあたっては、「個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第２、第３及び「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に基づき、①取得、②利用、③保管、④廃棄・削除のそれぞれの段階において、厳重な安全管理措置を講じる。

また、委任状は受給資格確認票と一括して保存する。

本人・住居所確認書類については、確認後、原則として本人に返却する。

なお、郵送により送付された個人番号の情報を含む確認書類については廃棄を必須とする。

個人番号及び身元（実在）の確認を行った書類のうち、個人番号等の確認書類は提示することで足り、一切保管しないようにするとともに、その場で返却出来る場合には直ちに返却し、郵送により預かった場合は廃棄する必要があるため、廃棄の際は、対象者氏名、被保険者番号、廃棄年月日等を記載した記録簿等を整理すること。

個人番号の記載がある受給資格確認票の原本については、特定個人情報ファイル単位で管理することとなるため、保存年限を超えて廃棄を行うにあたっては、特定個人情報ファイル単位で廃棄簿の作成を行う。

ニ　令和４年 10 月１日以降に専門実践教育訓練給付金受給資格の決定を行う場合、マイナンバーカード利用者に対しては、教育訓練受給資格者証の作成に替えて、専門実践教育訓練給付金の支給申請や教育訓練支援給付金の失業の認定等の手続きの都度、処理状況等を印字した教育訓練受給資格通知を交付する。

マイナンバーカード利用者が専門実践教育訓練給付金の支給申請や教育訓練支援給付金の失業の認定等の手続きを行う場合は、手続きのタイミングごとに、原則としてマイナンバーカードによる認証（マイナンバーカード利用者がマイナンバーカード受付システムのカードリーダに本人のマイナンバーカードをかざし４桁のパスワードを入力することにより本人確認を行うことをいう。ただし、安定所の繁閑、混雑状況等に応

じてマイナンバーカードを掲示させる方法で代替して差し支えない。この際、一時であっても窓口においてマイナンバーカードを預かることはしないよう留意すること。以下同じ。）を行う。

なお、専門実践教育訓練給付金の受給資格決定時にマイナンバーカード利用者として設定された者は、その後に教育訓練受給資格者証による手続に変更することは原則として認めない（変更するためには台帳閉鎖した上で新たに受給資格決定を行う必要が生じる。詳細はセンター要領参照。）

**58234(4)　教育訓練台帳の作成及び記録**

イ　教育訓練台帳作成の目的

専門実践教育訓練給付金については、教育訓練台帳を作成する。

教育訓練台帳は、各専門実践教育訓練受講予定者について、その受給資格の詳細、専門実践教育訓練等に関する事項等その者についての専門実践教育訓練給付金に関する事項について記録するものである。したがって、その作成及び記録に当たっては、関係法令に精通して誤りのないよう慎重に取り扱うことを要する。なお、教育訓練台帳は、システムに記録・保管しておくものであるが、安定所は必要に応じてセンターにその記録内容の照会を行うものである。

ロ　教育訓練台帳の作成及び記録

専門実践教育訓練給付金受給資格のあることを確かめたときは、受給資格確認票に必要事項を記載した上、当該受給資格確認票により所要のデータをシステムに入力することにより、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の作成と同時に教育訓練台帳を作成する。

教育訓練給付支給対象者に対する処分を行った場合又はその記載事項に変更があった場合は、その都度所要のデータをシステムに入力することにより記録又は訂正を行う。

なお、教育訓練台帳の作成要領及び記録要領についてはセンター要領参照。

**58235(5)　支給要件期間が不足する者等支給要件を満たさない者から受給資格確認票が提出された場合の措置**

専門実践教育訓練給付金の受給資格の確認申請を受けた住居所管轄安定所においては、受給資格否認通知書を本人に通知する。

受給資格の否認を行う場合には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、システムにより作成される否認通知書を利用するか、個々に作成して、これによることとしても差し支えない。

教育訓練支援給付金の受給を希望し、受給資格確認票及び離職票を提出した者の専門実践教育訓練給付金の受給資格を否認する場合、教育訓練支援給付金の支給は行えない旨を申し渡し、システムにより作成される否認通知書、個々に作成した否認通知書又は離職票－２の右上部に理由を記載し、処分理由、処分年月日、当該安定所名を朱書（その旨のゴム印の押印によることとしても差し支えない。）し、返付する。この場合提出期限日までに受給資格を満たしたときは、再度出頭して専門実践教育訓練給付金の受給資格の決定を受け教育訓練支援給付金を受給できる旨説明するとともに、不服のある場合には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、あらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとしても差し支えない。

この処分をなすに当たっては、その処分をなす理由等を記載した文書によって、安定所長の決裁を受ける。



(R6.6)

公共職業安定所長
公共職業安定所長印

交付　令和　年　月　日

## 教育訓練給付金（専門実践教育訓練）否認通知書

| 被保険者番号 | 氏名 | 生年月日 |
|---|---|---|
| | | |

| 教育訓練施設の名称 |
|---|
| |

| 教育訓練講座名 |
|---|
| |

| 指定番号 | 指定期間 |
|---|---|
| | |

| 実施方法 | 標準的教育訓練経費 | 受講開始年月日 | 受講修了年月日 |
|---|---|---|---|
| | | | |

| 決定年月日 | 一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった年月日 | 支給要件期間 | 支払方法 |
|---|---|---|---|
| | | | |

| 通知内容 | |
|---|---|



(R6.6)

## 58236(6)　受給資格の決定に伴う事務処理

審査係は、認定係から回付を受けた教育訓練受給資格確認票について、内容の審査をした結果、専門実践教育訓練給付金受給資格者であると認定したときは、教育訓練台帳及び教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を作成（58237 参照）し、教育訓練受給資格確認票に必要事項を記載の上教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を添付して、安定所長の決裁を受ける。決裁の記録は、受給資格確認票の所定欄に行う。

受給資格の決定があった場合には、教育訓練受給資格者証の所定の箇所に本人の写真を貼付し、安定所長印を割印又は刻印機により刻印した上、当該教育訓練受給資格者証を受給資格者に交付するとともに、受給資格確認票に本人写真を貼付する。（58232（2）により、写真の貼付を省略した場合は、その限りでない。）

マイナンバーカード利用者については、教育訓練受給資格者証に替えて教育訓練受給資格通知を交付し、本人写真の貼付は不要とする。また、専門実践教育訓練給付金の支給申請や教育訓練支援給付金の失業の認定等の手続きなど教育訓練受給資格者証を本人確認資料として提出させる手続きにおいては、別途マイナンバーカードによる認証により本人確認を行うこととする。ただし、代理人又は郵送による申請が可能な手続きにおいて、マイナンバーカード利用者が代理人又は郵送により申請を行う場合は、マイナンバーカードによる認証は不要とするが、支給番号を特定するため、必ず直近に交付された教育訓練受給資格通知（写しでも可）を添付させることとする。

マイナンバーカード利用者には、マイナンバーカード受付システムによりマイナンバーカードと被保険者番号の紐付けを行う。

## 58237(7)　教育訓練受給資格者証等の作成及び交付

イ　概要

(ｲ)　受給資格確認票を提出した者について受給資格の決定を行ったときは、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を作成して、これをその者に交付する（則第 101 条の 2 の 12 第 2 項）。教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知は、これを提示することによって専門実践教育訓練給付金受給資格者であることを証明するものであることから、作成に当たっては常に慎重を期さなければならない。

専門実践教育訓練受講予定者がその専門実践教育訓練について教育訓練支援給付金の受給資格の決定も受けた場合、両給付金の受給資格者証は同一の用紙により作成する。

(ﾛ)　教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を専門実践教育訓練受講予定者に交付する際には、受給資格確認票の備考欄に適宜の文言等により交付した旨（「○月○日教育訓練受給資格者証交付済」等その旨のゴム印の押印によることとして差し支えない。）を明らかにしておく。

ロ　教育訓練受給資格者証等の作成及び記録

(ｲ)　教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知は、58234 により教育訓練台帳を作成すると同時に作成する。専門実践教育訓練受講予定者に対する処分を行った場合又はその記載事項に変更があった場合は、その都度所要のデータをシステムに入力することにより記録又は訂正を行う。

教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の作成要領及び記録要領については、センター要領参照。

(ﾛ)　教育訓練受給資格者証の「（処理状況）」欄に余白がなくなった場合には、以後教育訓練受給資格者証を添付させた上、被保険者番号欄及び氏名欄の記載を行った教育訓練受給資格者証（続紙）の「（処理状況）」

欄を使用することとする。

この場合、教育訓練受給資格者証の「（処理状況）」欄の末尾に「継続」と朱書するとともに、教育訓練受給資格者証（続紙）の余白にも「継続」と朱書する。旧の教育訓練受給資格者証を添付しなかった場合の取扱いについては、51252(認定)参照。

(ﾊ)　教育訓練受給資格通知には、今回処理分と前回処理分の記録のみが「処理状況」欄に印字される。ただし、専門実践教育訓練給付金受給資格者が希望すれば、これまでの処理履歴全体を印字した教育訓練受給資格通知（以下「教育訓練受給資格通知（全件）」という。）を交付することもできる（教育訓練受給資格通知（全件）の作成方法はセンター要領参照）。

ハ　作成後の処理

作成が終わったときは、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を専門実践教育訓練受講予定者に交付する。後日郵送により本人あてに交付することとしても差し支えない。

教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の交付時には教育訓練受給資格者証第２面又は教育訓練受給資格通知の注意事項に留意するよう指導するほか、教育訓練支援給付金の受給資格者に対しては教育訓練支援給付金の受給について注意すべき事項の説明を行う。教育訓練支援給付金の受給資格確認申請を同時に行うことができない者が、後日申請を希望する場合は、教育訓練支援給付金の確認申請の際に、離職票等必要書類とともに教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を持参するよう指示する。

教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を郵送により交付する場合は、受給資格確認票提出時にあらかじめ説明を行う。郵送又は電子申請により受給資格確認の申請があった場合は、適宜の方法により説明を行う。

なお、作成が終わった教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を専門実践教育訓練給付金受給資格者本人に交付することができない場合にあっては、当該教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知は別途保管する。

ニ　教育訓練受給資格者証等の再作成

(ｲ)　紛失等による場合

専門実践教育訓練給付金受給資格者は、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を滅失又は損傷したときは、住居所管轄安定所に申し出て、再交付を受けることができる（則第 101 条の 2 の 15、則第 50 条）。住居所管轄安定所は、滅失又は損傷により専門実践教育訓練給付金受給資格者から教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の再交付の申し出があったときに、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を再交付する場合には、58232 に準じ本人確認を行う（損傷した教育訓練受給資格者証によって本人確認が可能な場合を除く。）。また、教育訓練受給資格者証を再交付する場合には、安定所長の決裁を受けた上、所要の再作成処理を行い、再作成した教育訓練受給資格者証の第１面余白に「再交付」と朱書すること（教育訓練受給資格通知を再交付する場合には、「再交付」の印字は不要）。

ホ　教育訓練受給資格者証若しくは教育訓練受給資格通知又は教育訓練受給資格否認通知書には、個人番号の表示は行われない。登録された個人番号の提供を求められた場合、提出された個人番号は開示請求の対象となるため、50008(8)ニのとおり案内すること。

なお、個人番号が登録されたことを証する書類の交付を求められた場合は、別途示す様式により受取証明を交付すること。個人番号登録届又は個人番号変更届により、個人番号の登録を行った場合、システム上、

個人番号登録処理結果票が出力されるため、当該結果票の写しを交付することとして差し支えない。

ヘ　個人番号の記載がない受給資格確認票が郵送されてきた場合（既に雇用保険被保険者番号と個人番号の紐付けがなされている場合を除く）は、原則返戻し、確認書類の追完をもってこれを受理する。

郵送されてきた受給資格確認票に個人番号が記載されていても個人番号又は身元（実在）確認書類が添付されていない場合は、個人番号の確認等ができないため、個人番号の確認書類の追完をもってこれを受理する。

様式第33号の2の3（第1面、第2面）

# 教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証 （第１面）

| 1. 被保険者番号 | 2. 氏名 | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| 3．性別 | 4．受講開始時年齢 | 5. 生年月日 | 6. 離職又は在職の別の表示 |
| | | | |

| 7. 住所又は居所 |
|---|
| |
| 8. 支払方法（記号（口座）番号－金融機関名－支店名） |
| |

| 9. 支給番号 | 10. 離職時賃金日額 | 11. 支給日額 |
|---|---|---|
| | | |

| 12. 教育訓練実施者名 | 13. 教育訓練施設の名称 |
|---|---|
| | |
| 14. 教育訓練講座名 | |
| | |

| 15. 指定番号 | 16. 実施方法 | 17. 訓練期間 |
|---|---|---|
| | | |
| 18. 受給資格確認年月日 | 19. 受講開始日 | 20. 受講修了予定日 |
| | | |
| 21. 登録資格 | | |
| | | |
| 22. 登録訓練経費 | | |
| | | |

管轄公共職業安定所

電話番号　　交付　　年　　月　　日　　公共職業安定所長

折り曲げ線

## 注意事項

1　この証は、受講修了日から１年間は大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。

2　教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）、又は教育訓練支援給付金を受けようとするときは、この証を関係書類に添えて、原則として、管轄公共職業安定所の長に提出してください。

3　あなたが預貯金口座への振込みの方法によって支給を受ける場合、支給金額欄の金額をあらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振り込む手続きを、支給決定後に行いますので、その金融機関から支払いを受けてください。この場合、その金融機関から支払いを受けることができる日が、給付金の支給日となります。

4　定められた出頭日に来所しないときは、教育訓練支援給付金の支給を受けることができなくなることがあります。

5　教育訓練支援給付金を受給するために、失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があった場合はその旨を必ず届け出てください。

6　偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）又は教育訓練支援給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を受けられなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

7　氏名、住所若しくは居所、又は電話番号を変更したときは、その後最初に来所したときに、届書を提出してください。

8　教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）に関する処分又は上記６の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に　　雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。

9　教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）又は教育訓練支援給付金について分からないことがあった場合には、公共職業安定所の窓口で御相談ください。

被保険者番号

（第２面）
2021．9

様式第33号の2の3（第3面・第4面）

（第３面）

写真欄

3×2.4

被保険者番号　　氏名

処理状況

| 行数 | 処理月日 | 認定（支給）期間 | 日数 | 種類 | 支給金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |
| 16 | | | | | | |
| 17 | | | | | | |
| 18 | | | | | | |
| 19 | | | | | | |
| 20 | | | | | | |

折り曲げ線

| 行数 | 処理月日 | 認定（支給）期間 | 日数 | 種類 | 支給金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 21 | | | | | | |
| 22 | | | | | | |
| 23 | | | | | | |
| 24 | | | | | | |
| 25 | | | | | | |
| 26 | | | | | | |
| 27 | | | | | | |
| 28 | | | | | | |
| 29 | | | | | | |
| 30 | | | | | | |
| 31 | | | | | | |
| 32 | | | | | | |
| 33 | | | | | | |
| 34 | | | | | | |
| 35 | | | | | | |
| 36 | | | | | | |
| 37 | | | | | | |
| 38 | | | | | | |
| 39 | | | | | | |
| 40 | | | | | | |
| 41 | | | | | | |
| 42 | | | | | | |
| 43 | | | | | | |
| 44 | | | | | | |

| 種類 | | |
|---|---|---|
| | 教育訓練給付金（第181条の2の7第2号関係） | 専門実践教育訓練給付金 |
| | 教育訓練給付金（第181条の2の7第3号関係） | 特定一般教育訓練給付金 |
| | 教育訓練支援給付金 | 特定教育訓練支援給付金 |

| | |
|---|---|
| 未支給 | 支給金額の頭に(未)を付す。 |
| 追給 | 支給金額又は(未)の頭に(追)を付す。 |

（第４面）



(R6.6)

第101条の２の12関係

被保険者番号

9999999999

# 教育訓練受給資格通知

| 個人番号登録有無 | 住所管轄安定所 |
|---|---|
| | |

| 1. 被保険者番号 | 2. 氏名 |
|---|---|
| | |

| 3. 性別 | 4. 受講開始時年齢 | 5. 生年月日 | 6. 離職又は在職の別の表示 |
|---|---|---|---|
| | | | |

| 7. 住所又は居所 |
|---|
| |

| 8. 支払方法(記号(口座)番号－金融機関名－支店名) |
|---|
| |

| 9. 支給番号 | 10. 離職時賃金日額 | 11. 支給日額 |
|---|---|---|
| | | |

| 12. 教育訓練実施者名 | 13. 教育訓練施設の名称 |
|---|---|
| | |

| 14. 教育訓練講座名 |
|---|
| |

| 15. 指定番号 | 16. 実施方法 | 17. 訓練期間 |
|---|---|---|
| | | |

| 18. 受給資格確認年月日 | 19. 受講開始日 | 20. 受講修了予定日 |
|---|---|---|
| | | |

| 21. 登録資格 |
|---|
| |

| 22. 登録訓練経費 |
|---|
| |

管轄公共職業安定所 〒

電話番号

交付　　年　　月　　日　　公共職業安定所長　公共職業安定所長印

注　意　事　項

1　この通知は、受講修了日から１年間は大切に保管してください。もし、この通知を滅失したり、損傷し、再交付を希望する場合には申し出て再交付を受けてください。
2　あなたが預貯金口座への振込みの方法によって支給を受ける場合、支給金額欄の金額をあらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振り込む手続きを、支給決定後に行いますので、その金融機関から支払いを受けてください。この場合、その金融機関から支払いを受けることができる日が、給付金の支給日となります。
3　定められた出頭日に来所しないときは、教育訓練支援給付金の支給を受けることができなくなることがあります。
4　教育訓練支援給付金を受給するために、失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があった場合はその旨を必ず届け出てください。
5　偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金又は教育訓練支援給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を受けられなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
6　氏名、住所若しくは居所、又は電話番号を変更したときは、その後最初に来所したときに、届書を提出してください。
7　教育訓練給付金に関する処分又は上記５の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に　　雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
8　教育訓練給付金又は教育訓練支援給付金について分からないことがあった場合には、公共職業安定所の窓口で御相談ください。



(R6.6)

被保険者番号

9999999999

# 教育訓練受給資格通知

| 1. 被保険者番号 | 2. 氏名 | | 3. 性別 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| 4. 生年月日 | 5. 指定番号 | 6. 受講開始日 | 7. 受講修了予定日 |
| | | | |

| No. | 処理年月日 | 種類 | 処理状況 |
|---|---|---|---|
| | | | |

| 種類 | | |
|---|---|---|
| | 教育訓練給付金（第10条の2の7第2号関係） | 専門実践給付金 |
| | 教育訓練給付金（第10条の2の7第3号関係） | 実践追加給付金 |
| | 教育訓練支援給付金 | 実践支援給付金 |

| | |
|---|---|
| 未支給 | 支給金額の頭に(未)を付す。 |
| 過給 | 支給金額又は(未)の頭に(過)を付す。 |



(R6.6)

第101条の２の12関係

被保険者番号

9999999999

# 教育訓練受給資格通知

| 1. 被保険者番号 | 2. 氏名 | | 3. 性別 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| 4. 生年月日 | 5. 指定番号 | 6. 受講開始日 | 7. 受講修了予定日 |
| | | | |

| No. | 処理年月日 | 種類 | 処理状況 |
|---|---|---|---|
| | | | |

| 種類 | | |
|---|---|---|
| | 教育訓練給付金（第101条の２の７第２号関係） | 専門実践給付金 |
| | 教育訓練給付金（第101条の２の７第３号関係） | 訓練延長給付金 |
| | 教育訓練支援給付金 | 訓練支援給付金 |

| | |
|---|---|
| 未支給 | 支給金額の頭に(未)を付す。 |
| 遡給 | 支給金額又は(未)の頭に(遡)を付す。 |

注　意　事　項

1　この通知は、受講修了日から１年間は大切に保管してください。
2　偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金又は教育訓練支援給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を受けられなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
3　教育訓練給付金に関する処分又は上記２の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に　　雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
4　定められた出頭日に来所しないときは、教育訓練支援給付金の支給を受けることができなくなることがあります。
5　教育訓練支援給付金を受給するために、失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があった場合はその旨を必ず届け出てください。

管轄公共職業安定所 〒

電話番号

交付　　年　　月　　日　　公共職業安定所長　公共職業安定所長印



(R6.6)

**58238(8)　支給申請期間の指示**

イ　受給資格決定時に教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知に各支給単位期間とその支給単位期間ごとの支給申請期間を記載して指示する。なお、支給申請期間は、１支給単位期間について当該支給単位期間の末日の翌日から起算して１か月として指示する。

当該専門実践教育訓練講座の修了日が変更になった場合、当該修了日を含む支給単位期間に係る支給申請期間が変更になることを併せて説明しておく。

受講開始日に変更があった場合については 58239(9)のとおり。

ロ　専門実践教育訓練受講予定者が教育訓練支援給付金の受給資格者でもある場合、出頭日を指示することになるため、可能な限りこの日に同時に支給申請させることとする。

教育訓練支援給付金の出頭日に専門実践教育訓練給付金支給申請がなかった場合であっても、イの支給申請期間内に支給申請があった場合、専門実践教育訓練給付金の支給は行う。

ハ　資格取得等後の専門実践教育訓練に係る教育訓練給付の支給は、具体的には当該専門実践教育訓練の修了日、資格取得等した日及び就職の日によって決まるため、冊子を使用して説明を行う。

ニ　専門実践教育訓練給付金の支給申請書は、指定教育訓練実施者から配布を行う。

**58239(9)　受講開始日に変更があった場合の指示**

支給申請期間を指示する際には、あわせて受講開始日に変更があった場合速やかに申し出るよう指示する。

この申し出は、本人が指定教育訓練実施者に確認のうえ、受講開始日が分かるものを公共職業安定所に提出することによって確認する。代理人、郵送又は電子申請による支給申請が可能な場合は、これらにより提出することができる。代理人等に関する確認は、支給申請と同様に行う。

公共職業安定所が受講開始日に変更があったことの申し出を受けた場合、専門実践教育訓練受講予定者及び指定教育訓練実施者に対して、当初の受講開始日と変更後の受講開始日が異なる理由を確認するとともに、その他の変更点がないか、受給資格決定を行った同一の訓練であるか否かについて確認を行う。その結果受給資格決定を行った専門実践教育訓練と同一の教育訓練であることが確認できた場合、教育訓練台帳及び教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の受講開始日を修正する。

受講開始日に変更があった場合、支給単位期間にも変更があることから、新たに支給単位期間とその支給単位期間ごとの支給申請期間を指示する。

**58240(10)　事務の委嘱による場合**

イ　則第 101 条の２の 15 の規定に基づき委嘱を受けた安定所の長は教育訓練給付金に関する事務の業務を行う。

専門実践教育訓練給付金の受給資格を有する者が則第 54 条の規定に基づき委嘱を受けている場合には当該安定所長は住居所管轄安定所長から事務の委嘱を受けたものとみなす。

ロ　上記イの委嘱を受けた安定所（以下 58240(10)において「委嘱先安定所」という。）において専門実践教育訓練給付金に係る受給資格決定を行った場合は、以降の教育訓練給付金に関する事務については、委嘱先安定所において行うこととなり、再委嘱を行うことは原則認められない。

ハ　委嘱先安定所が受給資格決定を行う場合の事務処理は以下による。

(ｲ) 受給資格者から提出された書類及び雇用保険受給資格者証（本人の写真付き）の写し又は雇用保険受給資

格通知に基づき、受給資格決定に係る事務処理を行う。

(ﾛ) (ｲ)の処理後は、安定所長の決裁を受ける。この際、（伺）文書に求職票等の資料を添えて安定所長の決裁を受けることを要する。

### 58241-58250　５　専門実践教育訓練に係る教育訓練給付の支給決定手続

#### 58241(1)　支給申請書の内容等

イ　専門実践教育訓練給付金の支給を受けようとする支給対象者は、次の確認書類を添えて、及び教育訓練受給資格者証を添えて（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）支給申請書（様式第 33 号の 2 の 4）を提出しなければならない。

(ｲ) 受講証明書（当該専門実践教育訓練を修了した場合にあっては、専門実践教育訓練修了証明書）

指定教育訓練実施者が、その講座の受講認定基準（又は修了認定基準）に基づいて、受講者の教育訓練の受講（又は修了）を認定した場合に発行される。

(ﾛ) 教育訓練経費に係る領収書

指定教育訓練実施者が、受講者本人が支払った支給申請に係る支給単位期間の教育訓練経費について発行する。

なお、受講者がクレジットカードの利用等、クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書(クレジット伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。)を発行する。

領収書（又はクレジット契約証明書）には、「指定教育訓練実施者の名称」「教育訓練施設の名称」「受講者（支払者）氏名」「支給申請に係る支給単位期間」「当該支給単位期間に係る教育訓練経費の領収額（又はクレジット契約額）」「領収日（又はクレジット契約日）」「領収印」が盛り込まれていることは当然であるが、その他、領収書（クレジット契約証明書）発行の対象となった専門実践教育と領収額の根拠が特定できるよう、「教育訓練講座名」又は「指定番号」のいずれか一方又は両方、及び「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」について付記されていることが必要である。

また、指定教育訓練実施者がゆうちょ銀行の私製承認を得て作成した 5 連（又は 4 連）式の払込請求書（振替請求書）によって支払いが行われた場合、払込郵便局の受付印のある「振替払込金証明書兼払込金受領証」は、領収書に代えることができる（ただし教育訓練施設の名称（通常、加入者名は指定教育訓練実施者である法人名となっており、施設名とは異なるためこれを記入する必要がある。加入者名と施設名が全く同一である場合は不要である。）、教育訓練講座名又は指定番号、支給申請に係る支給単位期間、振替額内訳が明記され、振替額に当該支給単位期間に係る教育訓練経費以外の経費が含まれていない場合に限る）。

なお、領収額に訂正のある場合は無効である。

(ﾊ) 委任状

社会保険労務士以外の代理提出の場合に、本人住居所、本人氏名、代理人氏名、代理人住所、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した委任状が必要。

なお、社会保険労務士による提出代行の場合は、支給申請書（様式第 33 号の 2 の 4）の備考欄又は欄外に、本人から社会保険労務士に委託する旨自署してあり、昭和 62 年 3 月 24 日付け労徴発第 18 号に規定する署名または定型印の押印があれば、委任状を提出させる必要はない。

(ﾆ)　削除

(ﾎ)　教育訓練経費等確認書

支給対象者本人に記載させ、氏名を記載した上で提出させる。

また、代理人、郵送又は電子申請による支給申請の場合も、支給対象者本人に記載させ、氏名を記載した上で提出させる。

教育訓練経費等確認書（専門実践教育訓練版。以下「専門実践教育訓練経費等確認書」という。）は、教育訓練経費等確認書は原則教育訓練施設が配布することとしているが、支給対象者から支給申請に係る相談があったときは、同様式が掲載されている厚生労働省ホームページを案内するか、安定所において適宜配布すること。

(ﾍ)　返還金明細書

領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に還付された（される）場合は、当該教育訓練施設が本人に発行した当該還付額が記載された「返還金明細書」の提出が必要。

(ﾄ) 専門実践教育訓練給付最終受給時報告

当該専門実践教育訓練によるキャリア形成等の効果等を把握することができる書類。（当該専門実践教育訓練に係る最後の支給単位期間について教育訓練給付金の支給を受けようとする場合に限る。）

当該報告は、後日、政策の効果検証に活用するため、指定講座番号や回答の記入漏れがないか確認の上で受理すること。

なお、58255(5)における申請を同時に行う場合には、当該支給申請書の添付書類として省略することができる。（教育訓練給付金支給申請書（様式 33 号の２の５）における添付書類の省略は不可。）

ロ　支給申請書（様式第 33 号の２の 4）には、以下の事項を記載しなければならない。

申請者の被保険者番号、受講開始年月日、指定番号、教育訓練施設の名称、教育訓練講座名、支給申請に係る支給単位期間、当該支給単位期間に係る教育訓練経費、教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称、氏名（あっせんを受けていない場合を除く。）、受講修了年月日（受講修了日を含む支給単位期間のみ）

ハ　支給対象者が、住居所管轄安定所に代理人、郵送又は電子申請により支給申請を行う場合であっても、当然イの確認書類は必須であるが、在籍していることの確認はシステムにより雇用保険被保険者台帳を照会することで行うものとする。

ただし、その支給対象者が雇用保険の未適用事業所で就労している場合又は雇用保険の被保険者資格の取得が行われていない場合には、併せて在職証明書も徴することとする。

なお、当該受理にあたっては後日住居所管轄安定所より確認のための連絡がある可能性を教示しておく。

ニ　郵送申請の場合は、事故防止のために、簡易書留を活用させることが望ましい。

ホ　住居所管轄安定所（事務が委嘱された場合（58240(10)参照）は、当該委嘱を受けた安定所。）における支給申請書（様式第 33 号の 2 の 4）の保存期間は、専門実践教育訓練給付金（不）支給の決定後 7 年間とする。

また、受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）、委任状は支給申請書（様式第 33 号の２の 4）と一括して保存する。

当該支給単位期間の教育訓練経費に係る領収書については、確認後、原則として本人に返却する。

ヘ　受給資格確認申請の際に個人番号の登録を行わなかった者については、支給申請書とともに個人番号登録届を提出させる。個人番号登録届の提出がない場合は返戻し、追完をもって受理する。個人番号登録届の本人の個人番号の確認等の取扱は、58232(2)イ(ヌ)(ル)のとおり取り扱うこと。ただし、在留資格のない外国人（被監理者の一部、仮滞在許可者等）や在留期間が３ヶ月以下である外国人は在留カードを交付されておらず、したがって個人番号の交付もないため、個人番号登録届の提出は不要である。

また、個人番号登録届又は個人番号変更届については、「個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第２、第３及び「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に基づき、①取得、②利用、③保管、④廃棄・削除のそれぞれの段階において、厳重な安全管理措置を講じる。この場合、個人番号の確認等に時間を要する場合の取扱いについては、58232(2)ホに準じて処理を行う。

個人番号及び身元（実在）の確認を行った書類のうち、個人番号等の確認書類は提示することで足り、一切保管しないようにするとともに、その場で返却出来る場合には直ちに返却し、郵送により預かった場合は廃棄とする必要があるため、廃棄の際は、対象者氏名、被保険者番号、廃棄年月日等を記載した記録簿等を整理すること。

様式第33号の２の４（第101条の２の７第２号関係）（第１面）

# 教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）支給申請書

（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 13504

1. 被保険者番号

2. 受講開始年月日　元号 年 月 日　（4 平成　5 令和）

3. 指定番号

教育訓練施設の名称

教育訓練講座名

4. 支給単位期間　（初日）　元号 年 月 日　（末日）　月 日　（4 平成　5 令和）

5. 受講修了年月日　元号 年 月 日　（4 平成　5 令和）

6. 4の期間に係る教育訓練経費　円

教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称

（販売代理店等）　（販売員）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

雇用保険法施行規則第101条の２の12第５項の規定により、
上記のとおり教育訓練給付金（第101条の２の７第２号関係）の給付の支給を申請します。

令和　年　月　日　公共職業安定所長　殿

申請者氏名

※公共職業安定所記載欄

7. 教育訓練給付金支給・不支給決定年月日　元号 年 月 日

8. 未支給区分　（空欄 未支給以外　1 未支給）

9. 支払区分

10. 不支給理由　（1 受講不良　2 申請期限　3 その他）

11. 所得制限に係る賃金日額（区分ー日額又は総額）

| 備考 | |
|---|---|

| ※処理欄 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 決定年月日 | 令和　年　月　日 | | | | | | | | | | | |
| 支給決定額 | 円 | | | | | | | | | | | |
| 不支給理由 | | | | | | | | | | | | |
| 通知年月日 | 令和　年　月　日 | | | | | | | | | | | |
| 資格書類 | | 受講証明 | | 領収書 | | 本人・住所 | | 運転免許証・住基カード・健生印 | | 本人・代理人 | | |

| ※ 所長 | | 次長 | | 課長 | | 係長 | | 係 | | 操作者 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

2022. 3

様式第33号の２の５（第101条の２の７第３号関係）（第２面）

## 注　意

1　この申請書は、教育訓練給付金（第101条の２の７第３号関係）の追加給付の支給申請を行うためのものです。
　教育訓練受講中又は受講修了後１年以内に定められた資格を取得するとともに、受講修了後１年以内に雇用保険の被保険者として就職した場合に支給申請を行うことができます。
　この場合、資格取得と就職の両条件を満たした日の翌日から起算して１か月以内に、下記の確認書類を添付して、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。
　なお、代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。

2　申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、指定教育訓練実施者より（１）～（３）の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、当該指定教育訓練実施者に対して修正を依頼してください。なお、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格確認の際に、顔写真の添付を省略した場合には、個人番号カード（マイナンバーカード）の提示が必要になります。

（１）指定教育訓練実施者の発行する、全教育訓練期間の「受講証明書」
（２）指定教育訓練実施者の発行する全教育訓練経費に係る「領収書」
　教育訓練経費の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、指定教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を当該指定教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい）、指定教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。
（３）指定教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要です。）
（４）教育訓練給付金（第101条の２の７第２号関係）受給資格者証及び教育訓練支援給付金
（５）定められた資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）

3　申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処せられることがあります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。

4　申請書の記載について

（１）□□□□で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置（ＯＣＲ）で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
（２）年月日を記載する欄には、元号コードを記載した上で、年月日が１桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「０」を付加して２桁で記載してください。
　（例：平成３年２月１日→ 3 0 3 0 2 0 1 ）
（３）※印のついた欄には記載しないでください。
（４）１欄には、教育訓練給付金（第101条の２の７第２号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証に記載されている被保険者番号を記載してください。
（５）２～４欄は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された内容を記載してください。
　また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、指定教育訓練実施者の台帳に登録されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金が支給されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い、確認することがあります。
（６）５欄は定められた資格を取得した日を記載してください。
（７）６欄は就職した日を記載してください。
（８）７～14欄は受講期間によって記入すべき欄の数が変わります。記入することがない欄は、空欄にしてください。

| | |
|---|---|
| 受講期間が６か月以下…７欄のみ記入 | 受講期間が６か月を超えて１年以下…７欄及び８欄を記入 |
| 受講期間が１年を超えて１年６か月以下…７～９欄を記入 | 受講期間が１年６か月を超えて２年以下…７～10欄を記入 |
| 受講期間が２年を超えて２年６か月以下…７～11欄を記入 | 受講期間が２年６か月を超えて３年以下…７～12欄を記入 |
| 受講期間が３年を超えて３年６か月以下…７～13欄を記入 | 受講期間が３年６か月を超えて４年以下…７～14欄を記入 |

（９）７～14欄の額は、指定教育訓練実施者の発行するこれまでの全ての各支給単位期間の教育訓練経費に係る「領収書」（又は「クレジット契約証明書」）の額及び「受講証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください（「返還金明細書」が必要な場合を除きます。）。



(R6.6)

# 教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項
# （専門実践教育訓練版）

＜＜必ずお読みください＞＞

## ○ 事実に即した申請

支給申請は正しく行ってください。**偽りの記載をして提出した場合には、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて返還額の２倍の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。**なお、不正の行為があるにもかかわらず、**教育訓練給付の支給申請に係る公共職業安定所の調査・質問に虚偽の陳述をした場合は納付命令の対象となることがあります。**また、不正に係る受講開始日前の被保険者であった期間はなかったものとみなされるので、以後一定期間は他の教育訓練受講についても教育訓練給付金を受けることができなくなります。教育訓練支援給付金は要件を満たさなくなるので、支給を受けることができなくなります。

## ○ 教育訓練経費の範囲

「教育訓練給付金（第１０１条の２の７第２号関係）支給申請書」⑥欄と「教育訓練給付金（第１０１条の２の７第３号関係）支給申請書」７．～１４．の**教育訓練経費**とは、申請者自らが教育訓練施設に対して支払った入学料及び受講料の合計をいい、検定試験の受験料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用、**学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用**、受講のための交通費、**パソコン等の器材の費用**、クレジット会社に対する手数料、**支給申請時点での未納の額**等については**含まれません**。

また、事業主等が申請者に対して教育訓練の受講に伴い手当等を支給する場合であっても、その手当等のうち明らかに入学料又は受講料以外に充てられる額を除き、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。

なお、上記の受験料、受講者に対して現金還付が予定されている費用、手当等の有無やその内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い確認させていただくことがあります。

## ○ 不正受給処分の対象となる具体例

こうした適正な教育訓練経費の範囲等から、次のような場合においては、雇用保険法第６０条の３第１項の「偽りその他不正の行為により教育訓練給付金の支給を受け、又は受けようとした者」に該当し、不正受給処分の対象となりますので十分にご留意願います。

① 受講申込者が他者に当該講座を受講させ、受講申込者の名義で支給申請を行った場合は、実際に受講申込者が給付を受けたか否かにかかわらず、当該受講申込者の不正受給となります。

② 講座の修了に必要な試験について、教育訓練施設や販売代理店等から解答の提供を受けて受験した場合等は、受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書が交付されても、実質的に修了していないことから、教育訓練給付金の支給申請を行うことはできません。この点を承知した上で虚偽の受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書により支給申請を行った場合には不正受給となります。

③　教育訓練施設、販売代理店、事業所等から教育訓練経費の一定額が還付されることが予定されている場合（現金だけでなくパソコン等の無償提供等を含みます。）は、当該還付予定額を差し引いて教育訓練経費を申告するのでなければ、不正受給となります。
④　パソコン等の器材を含めた教育訓練経費の申告は不正受給となります。

○ その他の注意事項

①　**申請書の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。**当該やむを得ない理由のために支給申請期限内に公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付のうえ、代理人又は郵送により提出することができます。

やむを得ない理由があると認められるか否かについては、事前に公共職業安定所までご相談ください。

代理人による提出の場合は、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した「委任状」が必要となります。委任状の文例＝「私は、（代理申請の理由）のため下記の者を代理人に定めて、（本人住居所管轄安定所）に教育訓練給付金支給申請書及び確認書類を提出することを委任します。（本人住居所・氏名・印）記（代理人氏名）（代理人住所）（本人と代理人の間柄）（代理人の所属）」

また郵送による提出の場合、事故防止のため、できるだけ簡易書留を用いるようにしてください。

②　支給申請に係る教育訓練の受講修了により習得した職業能力の内容などの教育訓練の受講の成果や、その教育訓練の講座の具体的な内容などについて、公共職業安定所がお伺いすることがあります。
③　個人番号を記載した支給申請書を代理人を通じて提出する場合、代理人の身元を確認することのできる書類の写しが必要となります。

教育訓練経費等確認書
（専門実践教育訓練版）

○　以下の点に「正しく」お答えください。

○　記載すべきことを記載しなかったり、偽りの記載があった場合には、不正受給として、以後給付を受けられなくなるばかりでなく、返還命令（不正に受給した金額の返還）、納付命令（返還額に加え、返還額の２倍の金額の納付）を受け、また、場合によっては詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。
　なお、不正の行為があるにもかかわらず、教育訓練給付の支給申請に係る公共職業安定所の調査・質問に虚偽の陳述をした場合は納付命令の対象となることがあります。

○　教育訓練経費とは、申請者自らが教育訓練施設に対して支払った入学料及び受講料の合計をいい、検定試験の受講料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費、パソコン等の器材の費用、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額等については含まれません。
　また、事業主等が申請者に対して教育訓練の受講に伴い手当等を支給する場合であっても、その手当等のうち明らかに入学料又は受講料以外に充てられる額を除き、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。ただし、教育訓練給付の支給を受けた後に、事業主等から手当等が支給された場合は、支給申請を行ったハローワークに速やかに届け出てください。
　なお、上記の受験料、受講者に対して現金還付が予定されている費用、手当等の有無やその内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い確認させていただくことがあります。

1　現在、他の教育訓練講座を受講中ですか。又は今後、受講する予定はありますか（受給した給付金額の大小に関わらず、先に給付された教育訓練給付金が優先され、給付金を最後に受給した日の翌日から３年間は一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金を受給することができません。

はい　　いいえ
↓
・「はい」と答えた方に伺います。受講中又は受講予定の教育訓練講座の受講開始日（予定含む）はいつですか。

受講中　（受講開始日　　年　　月　　日）

受講予定　（受講開始日（予定）　　年　　月　　日）

2　教育訓練施設（販売代理店等を含みます。）に対して実際に支払った入学料・受講料の合計額はいくらですか。（支払っていない場合には０と記載して下さい。）

（　　円）

3　教育訓練施設（販売代理店等を含みます。）に支払うこととしてクレジット契約を結んだ入学料・受講料の合計額はいくらですか。（クレジット契約をしていない場合には０と記載して下さい。）

（　　円）

4　教育訓練施設（販売代理店等を含みます。）、事業所その他の団体から還付を受けましたか。又は受けることになっていますか。（奨励金、広報費、紹介料等名称の如何を問いません。）

はい　　いいえ
↓
・「はい」と答えた方に伺います。その場合の還付を受け、又は受けることとされている金額はいくらですか。

（　　円）

→裏面に続きます

(109) 2018.1

5　教育訓練施設（販売代理店等を含みます。）、事業所その他の団体から支払いを猶予・免除されましたか。（クレジット契約の場合も含みます。）

はい　　いいえ
↓
・「はい」と答えた方に伺います。その場合の支払いを猶予・免除された金額はいくらですか。
（　　円）

6　受講申込時又は申込後に教育訓練施設（販売代理店等を含みます。）、事業所その他の団体から何らかの景品、商品（パソコン等の無償提供、割引、ポイント還元等を含みます。）等を受けましたか。又は受けることになっていますか。

はい　　いいえ
↓
・「はい」と答えた方に伺います。その場合の景品、商品等とは具体的にどのようなものですか。
（　　）

7　教育訓練実施者、教育訓練施設、教育訓練実施者の関係団体若しくは事業所その他の団体の奨学金制度を利用していますか。又は利用する予定がありますか。（奨学金制度とは、名称の如何を問わず、在学者の学業の奨励等を目的とし、受講者本人が負担すべき教育訓練経費（入学料及び受講料）に充てるべき性質を有する制度をいいます。）

はい　　いいえ
↓
・「はい」と答えた方に伺います。利用している（又は利用する予定のある）奨学金の名称、あるいは支給団体についてご記入ください。また、その場合の奨学金として支給され、又は支給されることとされている金額もあわせてご記入ください。

奨学金の支給団体名（　　）
奨学金の支給団体は、教育訓練実施者、教育訓練施設、教育訓練実施者の関係団体ですか。
はい　　いいえ
奨学金の名称　（　　）
奨学金の目的　（　　）
奨学金の金額　（　　円）

※　奨学金の目的には、奨学金の支援目的（入学金・受講料に対する補助を目的とするのか、生活費を補助するものか等）を具体的に記入してください。

・　利用している（又は利用する予定のある）奨学金の返済義務についてお答えください。（現在は返済義務があるものの、将来返済が免除になる可能性のある方は、「特記事項」の欄にその旨をご記入ください。）

返済義務あり　（返済（予定）日：　　年　　月　　日　／　未定　）
（特記事項：　　）
返済義務なし

8　教育訓練実施者が専門実践教育訓練の指定に際して講座ごとに定める受講認定基準（又は修了認定基準）に基づき適切に受講又は試験の受験等を行いましたか。（例えば施設より解答の提供を受けて試験の答案を作成した場合などは適切なものとはいえません。）

はい　　いいえ

9　講座が資格試験等を目標にしている場合、その受験日又は受験予定日はいつですか。また、受験していない（予定がない）場合は、その理由をお答えください。

受験した（する予定）
（受験（予定）日　　年　　月　　日）

受験していない（予定がない）
（理由　　）

以上申告します。

令和　　年　　月　　日

氏名



(R6.6)

## 【報告様式】 専門実践教育訓練給付最終受給時報告／特定一般教育訓練給付受給時報告／専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告

○この報告様式は、「専門実践教育訓練給付制度（※）」及び「特定一般教育訓練給付制度（※）」の指定講座を受講修了された方のうち、専門実践教育訓練給付の最終受給手続き及び追加受給手続き、並びに特定一般教育訓練給付の受給手続きをされる方を対象に、受講の効果等についてお伺いするものです。＜調査票：片面2枚1組＞

○この報告は、法令上、支給申請時において提出が義務付けられております。必ずご記入の上、ハローワークにご提出いただくようお願いいたします。

（※）「専門実践教育訓練給付制度」及び「特定一般教育訓練給付制度」…労働者の自発的な職業能力の開発・向上を支援し、その雇用の安定及び就職の促進を図ることを目的とする雇用保険給付制度です。

| 雇用保険被保険者番号 | |
|---|---|



(R6.6)

| 受講修了した講座の名称 | | 性別 | 男性・女性 | 年齢 | （　　）歳 |
|---|---|---|---|---|---|
| 指定講座番号 | | | | | |

問1.【全員ご回答ください】
受講修了した講座の受講を開始した年月（例：2017年4月など）を記載してください。
受講開始年月（　　年　　月）
受講修了年月（　　年　　月）

問2.【全員ご回答ください】
受講修了後、どの程度の期間が経っていますか。該当する番号を〇で囲んでください。
1. ～3か月未満
2. 3～6か月未満
3. 6～9か月未満
4. 9～12か月未満
5. 1年以上

問3.【全員ご回答ください】
問3－1. 当該講座の受講を開始した時点で、当該講座をキャリア設計にどう活かそうとしていましたか。該当する番号を〇で囲んでください（**複数回答可**）。
1. 現在の仕事に必要な知識・能力を身に付けるため
2. 昇進・昇格に備えて
3. 配置転換・出向に備えて
4. 資格取得等により、転職するため
5. 資格取得等により、正社員に転換するため
6. 再就職のため
7. その他 （　　）← ご記入ください

問3－2. 受講により、当初期待していたこと（問3－1）は実現できそうですか。
1. 実現できた
2. 実現できそう
3. 実現できなそう
4. 分からない

問4.【全員ご回答ください】
受講した講座に取得目標資格が設定されていた場合、あなたは目標資格を取得しましたか。
1つ選んで、該当する番号を〇で囲んでください。
※専修学校（職業実践専門課程）、専門職大学院（法科大学院を除く）、職業実践力育成プログラム、第四次産業革命スキル習得講座など、受講した講座に取得目標資格が設定されていなかった場合には、「6」を選んでください。
1. 資格を取得した
2. 受験したが、取得できなかった
3. 受験したが、結果が出ていない（結果待ち）
4. 受験を予定しているが、現時点で受験に至っていない
5. 受験は予定していない
6. 講座に取得目標資格が設定されていない

問5.【全員ご回答ください】
問5－1. 受講開始時点のご自身の就業等の状況について、1つ選んで該当する番号を記入してください。
1. 正社員
2. 非正規雇用（派遣労働者、契約社員を含む）　→ 問5－2へそのままお進みください。
3. その他の就業（自営業等）
4. 非就業　→ 問7へお進みください。

問5－2. 現時点（アンケート回答時点）で受講開始時点と就業等の状況に変化はありましたか。
1. 変化があった　→問5－3へお進みください。
2. 変化はない　→問6へお進みください。

問5－3.【問5－2で1を選んだ方のみご回答ください】
変化後（現時点）の就業等の状況について、該当する番号を〇で囲んでください。
1. 正社員
2. 非正規雇用（派遣労働者、契約社員を含む）
3. その他の就業（自営業等）
4. 非就業



（R6.6）

問6.**【問5－1で1～3を選んだ方のみご回答ください】**

受講開始時に就業していた方にお伺いします。講座の受講の効果として、どのようなものがある(あった)と思いますか。
当てはまるものを**複数**選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 処遇の向上(昇進、昇格等)に役立つ
2. 配置転換等により希望の業務に従事できる
3. 円滑な転職に役立つ
4. 賃金のアップ、資格手当等への反映
5. その他(社内外の評価が高まるなど)の効果
6. 特に効果はない

→ 問8へお進みください

問7.**【問5－1で4を選んだ方のみご回答ください】**

受講開始時に就業していなかった方にお伺いします。

(1)講座受講の効果として、どのようなものがある(あった)と期待していますか。
最も当てはまるものを**1つ**選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 早期に就職できる
2. 希望の職種・業界で就職できる
3. より良い条件(賃金等)で就職できる
4. その他の効果
5. 特に効果はない

(2)講座の受講修了後、どの時点で就職しましたか。最も当てはまるものを**1つ**選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した
2. 受講修了後3～6か月以内に就職した
3. 受講修了後6～12か月以内に就職した
4. 受講修了後1年を超えて就職した
5. 就職していない

問8.【全員ご回答ください】

受講した講座の教材、カリキュラム、指導内容等は、ご自身の期待した能力の習得(例　目標資格の取得)に役立つものとして満足できましたか。**1つ**選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 大変満足
2. おおむね満足
3. どちらとも言えない
4. やや不満
5. 大いに不満

問9.【全員ご回答ください】

講座受講と給付金の関係について、該当する番号を**1つ**選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 給付金が支給されるので、講座を受講した
2. 給付金が出なくても講座を受講した

問10.【全員ご回答ください】

教育訓練給付制度をどうやって知りましたか。該当する番号を○で囲んで下さい(**複数回答可**)。

1. 厚生労働省のホームページ
2. ハローワークからの紹介(リーフレット等)
3. 勤務先からの紹介
4. 家族・知人からの紹介
5. 教育訓練機関からの紹介
6. その他(　　)←ご記入ください。

問11.【全員ご回答ください】

専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練は、自らのキャリア形成に役立つものとして満足できましたか。**1つ**選んで、該当する番号を○で囲んでください。

1. 大変満足
2. おおむね満足
3. どちらとも言えない
4. やや不満
5. 大いに不満

問12.【自由記述】

専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練は、ご自身のこれからのキャリア形成にどのように活かすことができると期待しているか、具体的に記載してください。

記入欄は以上です。

**58242(2)　支給要件等の確認**

支給申請書（様式第 33 号の 2 の 4）の提出を受けた住居所管轄安定所においては、支給申請書（様式第 33 号の 2 の 4）及び確認書類により、以下の点を確認する。なお、システムによってセンターに対して行われる照会及び 58244 の支給額の算定は、実際には、支給申請書をシステムに入力することによって 1 回で行われるものであり、その結果の確認を経て、システムによって 58245 の支給（不支給）決定通知書の作成が行われる。

イ　本人の確認

支給申請者が専門実践教育を受講（又は修了）した支給対象者本人であることを確認する。具体的には、教育訓練受給資格者証に貼付された本人の写真によって行う。（58232（2）により、写真の貼付を省略した者については、支給申請のタイミングごとに、マイナンバーカードの提示によって確認を行う。）マイナンバーカード利用者については、マイナンバーカードによる認証を行うことにより本人であることを確認する。

なお、教育訓練受給資格者証を提出できない場合でも、それが紛失したものであることが明らかであり、本人であることの証拠があるような場合には教育訓練受給資格者証を再交付することもできる（則第 101 条の 2 の 15、則第 50 条、58533 参照）。また、教育訓練受給資格者証を提出する（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行う）ことができないことについて正当な理由がある場合には、次回の支給申請期間に必ず提出すべく指示して教育訓練受給資格者証の提出（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証）のないまま給付金の支給決定を行い得る（則第 101 条の 2 の 15、則第 44 条）。

ロ　専門実践教育訓練に係る確認

支給申請書（様式第 33 号の 2 の 4）に記載された教育訓練が、専門実践教育訓練に該当するものであることを確認するとともに、支給を受けようとする者が、専門実践教育訓練を指定期間内に開始し、当該専門実践教育を受講し、修了する見込みがある事実（当該専門実践教育訓練を修了した場合にあっては、修了した事実）を確認する。

具体的には、支給申請書に記載された教育訓練施設の名称、教育訓練講座名、指定番号、受講開始年月日、受講修了年月日（修了した日を含む支給単位期間の場合のみ）が、指定教育訓練実施者の発行した受講証明書（当該専門実践教育訓練を修了した場合にあっては専門実践教育訓練修了証明書）の記載内容と同一であることを確認した上で、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知と相違ないか確認する。これらに加えて「専門実践教育訓練経費等確認書」により講座の受講（修了した場合にあっては修了）に当たって講座（修了した場合にあっては修了試験等）を適切に受けたか否かを確認する。

受講証明書において講座を修了する見込みがないとされている場合、当該支給単位期間以降の全期間を不支給とする。

講座を修了する見込みがないとは、当初講座を修了することが予定されていた期間内に修了できないことを指し、成績不十分である場合のほか、休学等のため受講開始当初に予定された受講期間内に修了できない場合を含む。

なお、専門実践教育訓練が、受講開始後に指定取消となった場合、当初の指定内容に沿った教育訓練が実施され、それを修了する見込みがある場合又は修了した場合には、専門実践教育訓練を修了する見込みがある又は修了したものとみなされる。

ハ　専門実践教育訓練受講実態の確認

専門実践教育訓練を受講している実態があるか、支給申請者から講座の内容、受講状況の聞き取り等により

確認する。聞き取った事項は支給申請書備考欄等、適宜記録をする。

ニ　教育訓練経費の確認

支給申請書（様式第 33 号の 2 の 4）に記載された教育訓練経費が、指定教育訓練実施者の発行する専門実践教育訓練修了証明書、及び領収書（クレジット契約証明書を含む。これらが複数枚の場合はその全て。）に記載された教育訓練経費と同一額であることを確認する（「返還金明細書」が必要な場合を除く。）。

「返還金明細書」が提出された場合は、支給申請書に記載された教育訓練経費が、指定教育訓練実施者の発行する専門実践教育訓練修了証明書、及び領収書（クレジット契約証明書を含む。これらが複数枚の場合はその全て。）に記載された教育訓練経費から「返還金明細書」に記載された返還額を差し引いたものとなっていることを確認する。

ホ　専門実践教育訓練経費等確認書による確認

対象専門実践教育訓練に係る支給申請、代理人（提出代行を行う社会保険労務士を含む。）、郵送又は電子申請による支給申請の場合は、支給申請者本人に、訓練の成果、講座の目標とする資格試験等の受験日（予定日）（受験していない（予定がない）場合は、その理由）、入学料及び受講料に係る実際の自己負担及び支払いの猶予・免除の有無及び額、パソコン等の無償提供や報奨金の支給等の有無及び具体的内容等を「専門実践教育訓練経費等確認書」に支給申請時において記載させ、氏名を記載の上、提出させることにより、必要な確認を行う。

指定教育訓練実施者（教育訓練施設、販売代理店等を含む。）又は事業所から記述方法や答え方について示唆、助言等を受けたかを併せて確認するとともに、確認書の記載内容やその際の安定所とのやりとりについて、指定教育訓練実施者（教育訓練施設、販売代理店等を含む。）、事業所に対して報告は行わないように、助言、指導する。

なお、支給申請を代理人（提出代行を行う社会保険労務士を含む。）、郵送又は電子申請によって行う場合であって、専門実践教育訓練経費等確認書が添付されていないときは、電話で確認書の内容を直接本人に確認した上で、専門実践教育訓練経費等確認書を本人に郵送又は同様式が掲載されている厚生労働省ホームページを案内してその聴取内容に従い記載させ、氏名を記載の上で安定所に返送させる。この場合、支給申請書が支給申請の期限内に提出されれば、専門実践教育訓練経費等確認書が当該期限の後に提出されても、支給申請が期限内になされたものとして取り扱う。

ヘ　高収入の在職者でないかの確認

法令上最短４年の専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）を受講している者については、３年目の受講が終了した後の最初の支給申請期間内において申請が行われた場合には、３年目の後期（６か月間）の賃金に基づき算出する賃金日額が、基本手当の賃金日額の 50％（３年目の後期の支給単位期間の末日において 60 歳から 64 歳の者については 45%）屈折点における額以上かどうかを給与明細等をもって確認する。また、被保険者全記録をもって在職者であるかどうかの確認も併せて行う。

**58243(3)　支給申請書と受講証明書（専門実践教育訓練修了証明書）との照合について**

支給申請書（様式第 33 号の 2 の 4）の記載事項については、受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）及び教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の照合により確認することとなるので、受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）の記載に不備な点がある場合には、申請者に対して、指定教育訓練実施

者に再度受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）の交付を受けた上で、支給申請を行うよう指導すること。その際、支給申請書備考欄にその旨及び日付を記載して、受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）とともに返付すること。

**58244(4)　支給額の算定**

支給申請書をシステムに入力すること等により、58242 の支給要件を確認し、これを満たしている場合には、58215 によって支給額を算定する。

**58245(5)　支給決定の通知と次回支給申請期間の通知**

イ　支給申請を受けた安定所が支給決定を行い支給額を算定したとき、又は不支給決定を行ったときは、当該支給決定をしたこと及び支給額について、又は不支給決定したことについて記載した支給（不支給）決定を通知する。

このとき、次回の支給単位期間があるときは次回の支給申請期間を通知する。

ロ　この支給（不支給）決定通知は、支給申請書をシステムに入力し、確認を経たものについて教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知に印字出力されることとなり、支給申請者に対して、支給（不支給）決定後、印字出力された内容と支給申請書の記載内容を照合した上で、即日、本人又は代理人に対して教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を直接手交するか、あるいは後日郵送によって通知する。

郵送及び電子申請の場合は、郵送による通知に限られる。

**58246(6)　教育訓練給付金の口座振込の手続**

イ　教育訓練給付金は、支給決定を受けた本人の普通預(貯)金口座への口座振込みによって支給する（58232(2)イ(ﾘ)）。

ロ　口座振込みによって支給する場合以外の場合であって、専門実践教育訓練給付金受給資格者が疾病、負傷、就職その他やむを得ない理由によって、支給日に管轄公共職業安定所に出頭することができないときは、その代理人が当該専門実践教育訓練給付金受給資格者に支給されるべき専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる。

代理人に支給する場合は、次による。

(ｲ)　受領者について、専門実践教育訓練給付金受給資格者との関係及び代理の理由を聴取し、委任状を提出させる。

(ﾛ)　教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の「（処理状況）」欄には、「代理人渡」である旨を記載する。

## 58251－58260　6　当該専門実践教育訓練に係るとして定められた資格の取得等があった場合

**58251(1)　概要**

専門実践教育訓練給付金の受給資格者として資格決定を受け、当該訓練を修了した者が、予め当該専門実践教育訓練に係るとして定められた資格の取得等をし、かつ、当該専門実践教育訓練を修了した日の翌日から起算して 1 年以内に一般被保険者等として雇用された者又は雇用されている者に対しては、教育訓練経費の 70%に相当する額を支給する。

教育訓練経費70%に相当する額のうち教育訓練経費の50%に相当する額は当該専門実践教育訓練受講中に支給しているため、資格の取得等及び就職をした後に、70%相当額と 50%相当額としてすでに支給している額との差額を支給する。

なお、平成30年1月1日前に専門実践教育訓練を開始した者については、従前のとおり、支給額は教育訓練経費の 60%に相当する額であり、そのうち教育訓練経費の 40%に相当する額は当該専門実践教育訓練受講中に支給しているため、資格の取得等及び就職をした後に、60%相当額と40%相当額としてすでに支給している額との差額を支給する。

**58252(2)　支給対象者**

イ　専門実践教育訓練給付金の受給資格者として資格決定を受け、当該訓練を修了した者であって、次の(ｲ)又は(ﾛ)の要件を満たした者。

(ｲ)　当該専門実践教育訓練を修了した日において就職していない者

次のａ及びｂの要件を満たしたしていること

ａ　当該専門実践教育訓練の指定の際に予め当該専門実践教育訓練に係るとして定められた資格の取得等を教育訓練受講開始日に予定された時期にしていること。

訓練受講開始日に予定された時期とは、当該専門実践教育訓練のカリキュラム上、受講開始日ごとに受講開始日時点で目標とする資格取得等する時期のことである。このため、1 年に複数回資格取得等に必要な試験等が実施される場合であっても、訓練受講開始日に予定されていた最初の試験に限られる。当該専門実践教育訓練修了後に試験等を受けることとされている場合、修了後最初の試験等がこれに該当する

ｂ　当該専門実践教育訓練を修了した日の翌日から起算して 1 年以内に一般被保険者等として雇用された者（当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して1年以内に雇用されることが困難な者を含む。）。

(ﾛ)　当該専門実践教育訓練を修了する時点において一般被保険者等として就職している者

次のａ及びｂの要件を満たしていること。

ａ　専門実践教育訓練修了後、当該専門実践教育訓練の指定の際に予め当該専門実践教育訓練に係るとして定められた資格の取得等を教育訓練受講開始日に予定された時期にしていること。

訓練受講開始日に予定された時期とは、(ｲ) a と同じ。

ｂ　資格の取得等は訓練修了前又は修了から1年以内になされていること。

ロ　当該専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して 1 年以内に雇用されることが困難な者とは次の(ｲ)から(ﾆ)のいずれかに該当した者を指す。

(ｲ)及び(ﾛ)の場合、受講修了年度の次年度の資格試験等を受けて資格取得等し、受講修了年度の翌々年度当初までに一般被保険者等として就職した場合も支給申請が可能である。(ﾊ)の場合、受講修了年度の翌年度の司法試験後に司法修習を開始した後、受講修了年度の翌々年度の司法修習生の考試を修了し、翌翌々年度当初までに一般被保険者等として就職した場合も支給申請が可能である。

(ｲ)　本人がインフルエンザ等の感染症（58565 ロ(ﾊ)ａ(a)）に感染し、当該専門実践教育訓練の修了年度に実施される資格の取得等に必要な試験を受けることが出来なかった場合

当初から専門実践教育訓練の修了年度の翌年度に資格の取得等に必要な試験が予定されている場合はこれに該当しない。

(ﾛ) 国会や裁判所等官公署への出頭など法令の定めがある事由があり、資格の取得等に必要な試験を受けることが出来なかった場合

これは国会の参考人や裁判員等として出頭する場合にはやむを得ないものとして緩和するものであり、逮捕勾留されている場合や裁判の当事者などは含めない。

当初から専門実践教育訓練の修了年度の翌年度に資格の取得等に必要な試験が予定されている場合はこれに該当しない。

(ﾊ) 法科大学院を修了し、試験等を経て法曹資格を得る場合

(ﾆ) 専門実践教育訓練を年度末間近に修了し、訓練開始当初に受験を予定された試験等が当該教育訓練修了の翌年度にあるため、翌々年度当初に就職する場合

ハ ロの(ｲ)又は(ﾛ)に該当する者であることの確認は、58254(4)ロの支給申請期間に医師の証明又は官公署の証明により行うこととなるため、当初予定していた資格取得等に必要な試験等から１年後に試験等を受けることがあることから、資格取得が予定されている者に対しては、証明書類を保管しておくように指導する。

**58253(3) 支給額**

58215(5)ロ参照。

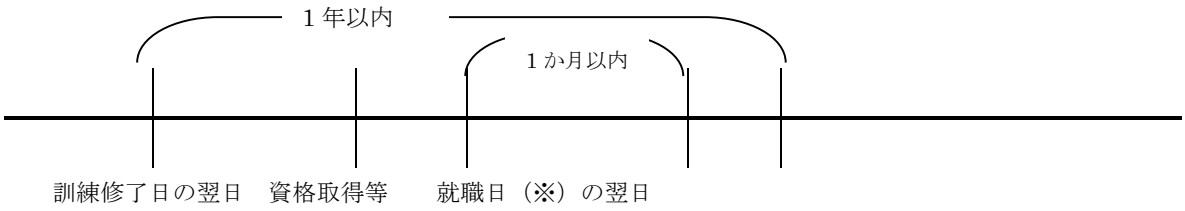
**58254(4) 支給申請期間**

イ 当該専門実践教育訓練を修了の上、当該専門実践教育訓練に係る資格等を取得し、かつ、訓練を修了した日の翌日から１年以内に一般被保険者等として雇用された日の翌日から起算して１か月以内。

当該専門実践教育訓練の修了の前に当該専門実践教育訓練に係る資格等を取得している場合、修了の日から１年以内に一般被保険者等として雇用された日の翌日から起算して１か月以内。

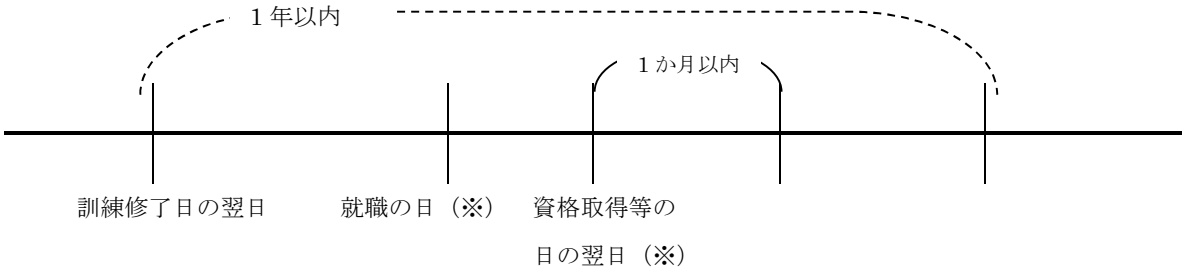
なお、郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。また、電子申請による場合は、汎用受付システムに備えられたファイルへの記録がされた日を申請日として取り扱う。

**（例１）　訓練終了後に資格取得等し、その後就職した場合**



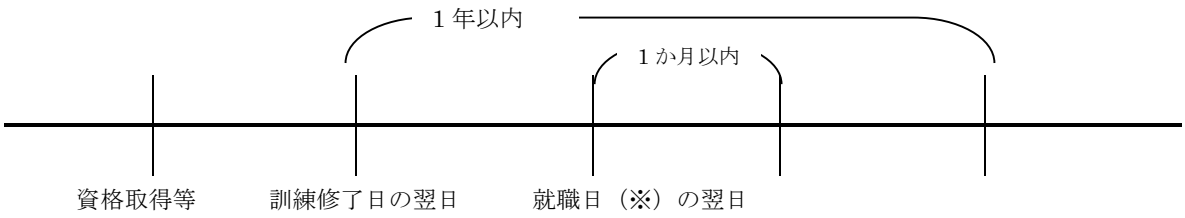

※　訓練修了日の翌日から１年以内に就職日があること

**（例２）　訓練修了後に就職し、その後資格取得等した場合**




※　訓練修了日の翌日から１年以内に就職日があること。
受講開始時に受験が予定された最初の試験で資格取得等したものであることが要件とされていることから、実際は資格取得等の日の翌日もまた訓練修了日の翌日から１年以内となるが、１年以内にならないケースが生じた場合、具体的な事例を本省あてに照会すること。

**（例３）　資格取得等後に訓練を修了し、その後就職した場合**

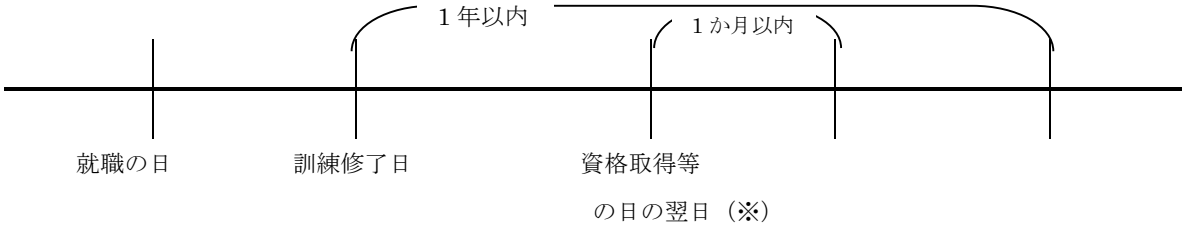



※　訓練修了日の翌日から１年以内に就職日があること

ロ　訓練を修了した時点で被保険者として雇用されているものにあっては、当該専門実践教育訓練を修了の上、当該専門実践教育訓練に係る資格等を取得した日の翌日から起算して１か月以内。
当該専門実践教育訓練の修了の前に当該専門実践教育訓練に係る資格等を取得している場合、当該専門実践教育訓練を修了した日の翌日から起算して１か月以内。

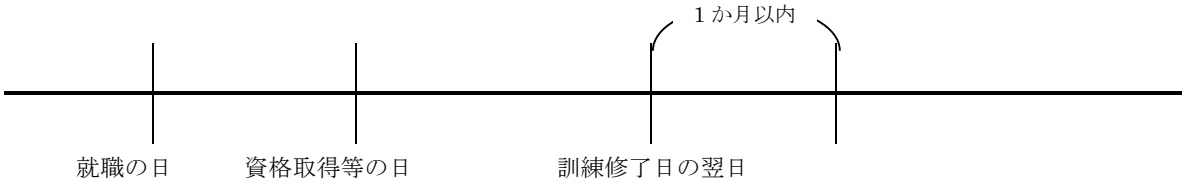
なお、郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。また、電子申請による場合は、汎用受付システムに備えられたファイルへの記録がされた日を申請日として取り扱う。

**（例４）訓練修了前から就職していた者が、訓練修了後に資格取得等した場合**

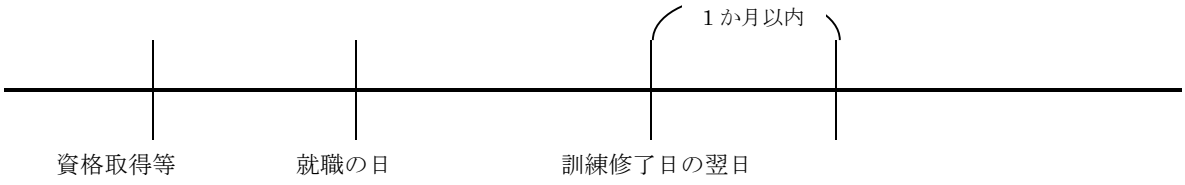



※　修了日の翌日から１年以内に資格を取得等した者であること。

**（例５）訓練修了前から就職していた者が、訓練終了前に資格取得等した場合**



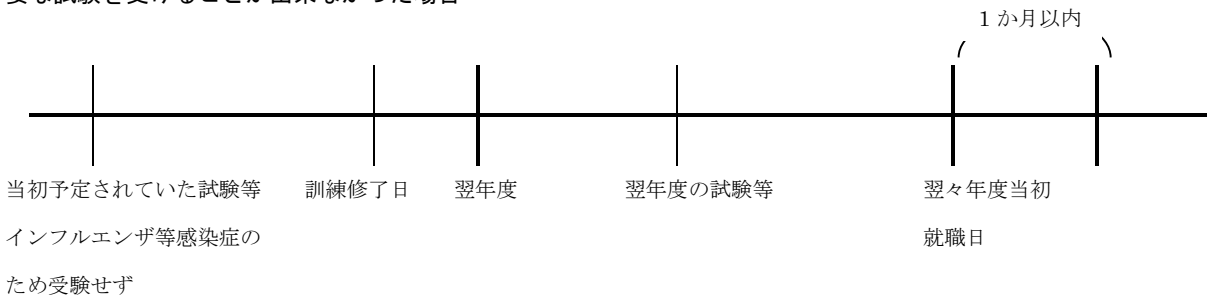

**（例６）訓練修了前から資格取得等していた者が、訓練修了前に就職した場合**




ハ　専門実践教育訓練を受け、修了した日の翌日から起算して１年以内に雇用されることが困難な場合

**（例１）**

**本人がインフルエンザ等の感染症に感染し、当該専門実践教育訓練の修了年度に実施される資格の取得等に必要な試験を受けることが出来なかった場合**

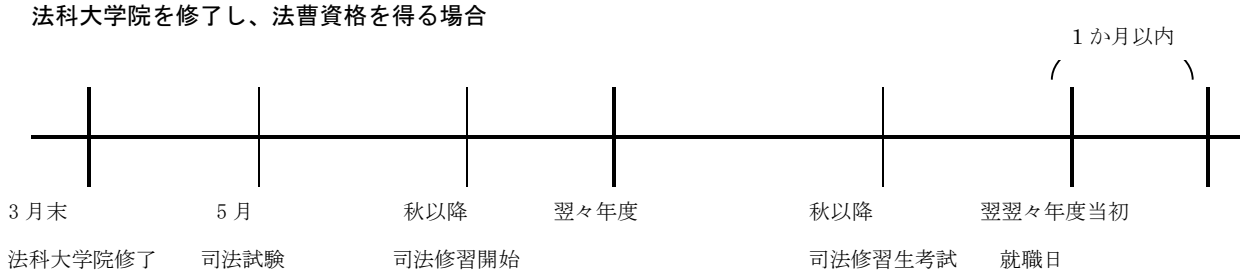





(R6.6)

（例２）

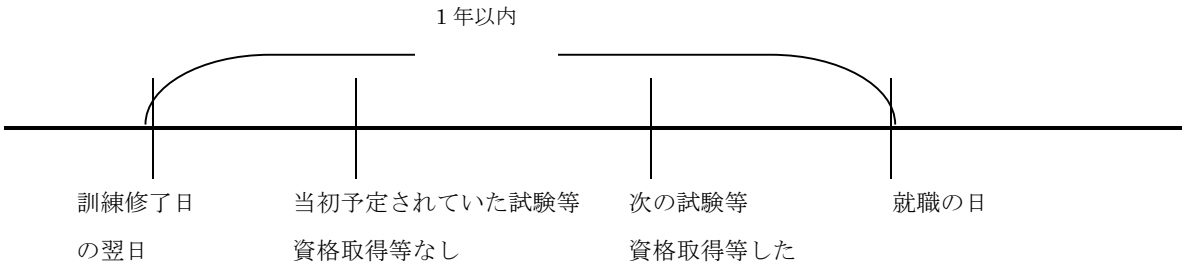
**法科大学院を修了し、法曹資格を得る場合**




ニ　支給できない事例

（支給できない事例　１）

**資格取得等に必要な試験が１年間に複数回実施されるときに、受講開始時に受験が予定された最初の試験で資格取得等しなかった場合**

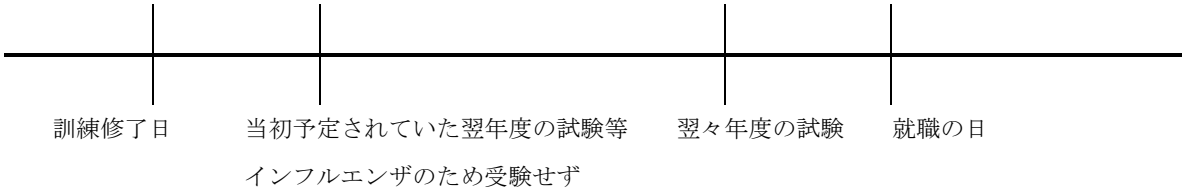



受講を修了した日の翌日から１年以内に資格取得等した上で就職しているが、当初予定されていた試験等により資格取得等していないため、支給要件に該当しない。

就職の日が訓練修了以前の場合であっても同様。

（支給できない事例２）

**インフルエンザ等感染症のため、受講修了後に受けることとされていた修了年度の翌年度の試験等を受けることができなかった場合**

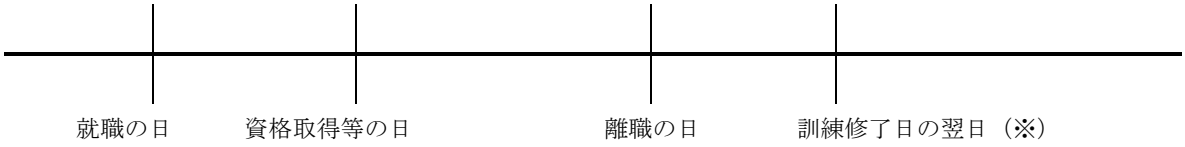



当該専門実践教育訓練の修了年度の資格試験等を受けることが出来なかった者ではないため、支給要件に該当しない。

**（支給できない事例３）**

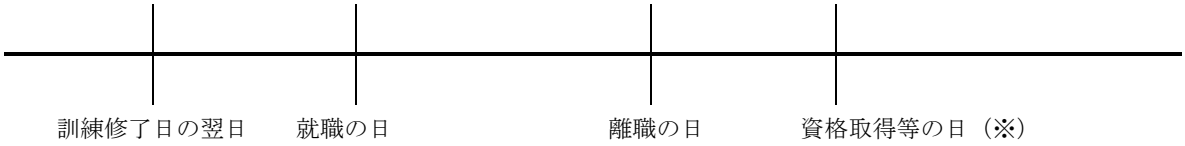
訓練を修了し資格取得等したが、被保険者等として雇用されていない場合

（１）訓練修了前に就職し、資格取得等したが、訓練修了日までに離職した場合




※　修了日の翌日から１か月以内に支給申請をしても不支給になる。
ただし、修了日の翌日から１年以内に再就職した場合は支給できる。

（２）訓練修了後、資格取得等するまでに就職と離職がある場合




※　資格取得等した日の翌日から１か月以内に支給申請しても不支給になる
ただし、修了日の翌日から１年以内に再就職した場合は支給できる。

ホ　支給申請期限の日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日）に当たる場合には、その行政機関の休日の翌日が申請期間の末日とみなされる。

**58255(5)　支給申請書の内容等**

イ　資格取得等し、専門実践教育給付に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする 58252(2)の支給対象者は、次の確認書類を添えて、及び教育訓練受給資格者証を添えて（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）支給申請書（様式第 33 号の 2 の 5）を提出しなければならない。

(ｲ) 資格取得等したことを証明する書類（合格証等）

(ﾛ) 専門実践教育訓練修了証明書

最後の支給単位期間について支給申請をしていない場合など、修了の確認がとれていない場合のみ、講座を修了したことを確認するために提出させる。58241（１）イ(ｲ)と同様である。

(ﾊ) 教育訓練経費に係る領収書

未納としていた入学金又は受講料について追納があった場合等、教育訓練経費に変更があった場合は、その分について提出させること。

なお、教育訓練経費の確認については、58241（1）イ（ﾛ）により各支給申請時に管轄安定所あて提出

されている領収書の合計と（ﾍ）専門実践教育訓練経費等確認書に記載されている教育訓練経費の合計が一致していることを確認すること。

(ﾆ) 委任状

58241（１）イ(ﾊ)と同様である。

(ﾎ) 削除

(ﾍ) 専門実践教育訓練経費等確認書

58241（１）イ(ﾎ)と同様である。

(ﾄ) 返還金明細書

領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に還付された（される）場合は、当該教育訓練施設が本人に発行した当該還付額が記載された「返還金明細書」を提出させること。

返還金明細書の提出があった場合、既に支給した専門実践教育訓練給付金について見直すこと。

(ﾁ) 専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告

当該専門実践教育訓練によるキャリア形成等の効果等を把握することができる書類。

ロ　支給申請書（様式第 33 号の 2 の 5）には、以下の事項を記載しなければならない。

申請者の被保険者番号、受講開始年月日、指定番号、教育訓練施設の名称、教育訓練講座名、教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称、氏名（あっせんを受けていない場合を除く。）、受講修了年月日、資格等取得年月日、取得資格名称、就職年月日、就職先事業所名、当該専門実践教育訓練に係る教育訓練経費（当初未納としていたが、後日追納したものを含む）、就職先事業主による雇入れの証明。

ハ　支給対象者が、住居所管轄安定所に代理人、郵送又は電子申請により支給申請を行う場合であっても、当然イの確認書類は必須であるが、在籍していることの確認はシステムにより雇用保険被保険者台帳を照会することで行うものとする。

ただし、その支給対象者が雇用保険の未適用事業所で就労している場合又は雇用保険の被保険者資格の取得が行われていない場合には、併せて在職証明書も徴することとする。

なお、当該受理にあたっては後日住居所管轄安定所より確認のための連絡がある可能性を教示しておく。

ニ　郵送申請の場合は、58241(1)ニと同様である。

ホ　住居所管轄安定所における支給申請書（様式第 33 号の 2 の 5）の保存期間は、専門実践教育訓練給付金（不）支給の決定後 2 年間とする。

また、専門実践教育訓練修了証明書、委任状は支給申請書（様式第 33 号の 2 の 5）と一括して保存する。

当該支給単位期間の教育訓練経費に係る領収書については、確認後、原則として本人に返却する。

ヘ　個人番号の取扱い等については 58241(1)ヘと同様である。

**58256　(6)　支給要件等の確認**

支給申請書（様式第 33 号の 2 の 5）の提出を受けた住居所管轄安定所においては、支給申請書（様式第 33 号の 2 の 5）及び確認書類により、以下の点を確認する。なお、システムによってセンターに対して行われる照会及び 58257 の支給額の算定は、実際には、支給申請書をシステムに入力することによって 1 回で行われるものであり、その結果の確認を経て、システムによって 58258 の支給（不支給）決定通知の作成が行われる。

イ　本人の確認

支給申請者が専門実践教育を修了した支給対象者本人であることを確認する。具体的には、教育訓練受給資格者証で確認する。(58232 (2) により、写真の貼付を省略した者については、支給申請のタイミングごとに、マイナンバーカードの提示によって確認を行う。) マイナンバーカード利用者については、マイナンバーカードによる認証を行うことにより本人であることを確認する。

ロ　資格取得等したことの確認

教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知及びシステムにより、取得した資格等が定められた資格であることを確認する。また証明書に書かれた資格取得等の日及び本人への聞き取りから、受講開始時に予定されていた時期の試験等により取得したものであることを確認する。

ハ　就職したことの確認

一般被保険者等として雇用されている又は雇用されていたことを確認する。

ニ　専門実践教育訓練に係る確認

支給申請書（様式第 33 号の 2 の 5）に記載された教育訓練が、専門実践教育訓練に該当するものであることを確認するとともに、支給を受けようとする者が、専門実践教育訓練を指定期間内に開始し、当該専門実践教育訓練を修了した事実を確認する。

具体的には、支給申請書（様式第 33 号の 2 の 5）に記載された教育訓練施設の名称、教育訓練講座名、指定番号、受講開始年月日、受講修了年月日が、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知（専門実践教育訓練修了証明書の提出がある場合は、加えて専門実践教育訓練修了証明書）と相違ないか確認する。これらに加えて専門実践教育訓練経費等確認書により講座の受講（又は修了）に当たって講座（又は修了試験等）を適切に受けたか否か、講座の目標とする資格試験等の受験日を確認する。

なお、専門実践教育訓練が、受講開始後に指定取消となった場合、当初の指定内容に沿った教育訓練が実施され、それを修了した場合には、専門実践教育訓練を修了したものとみなされる。

ホ　専門実践教育訓練の受講実態の確認

専門実践教育訓練を受講していた実態があるか、講座の内容、受講状況の聞き取り等により確認する。聞き取った事項は支給申請書備考欄等、適宜記録をする。

ヘ　教育訓練経費の確認

支給申請書（様式第 33 号の 2 の 5）に記載された教育訓練経費が、領収書（クレジット契約証明書を含む。これらが複数枚の場合はそのすべて。）（専門実践教育訓練修了証明書がある場合は加えて専門実践教育訓練修了証明書）に記載された教育訓練経費と同一額であることを確認する（「返還金明細書」が必要な場合を除く。）。

また、これまで各支給単位期間ごとに提出された受講証明書及び専門実践教育訓練修了証明書に記載されていた教育訓練経費とも同一額であることを確認する。

未納とされていた入学金または受講料について追納があった場合、追納金額の欄に記載させる。

「返還金明細書」が提出された場合は、支給申請書に記載された教育訓練経費が、指定教育訓練実施者の発行する専門実践教育訓練修了証明書、及び領収書（クレジット契約証明書を含む。これらが複数枚の場合はそのすべて。）に記載された教育訓練経費から「返還金明細書」に記載された返還額を差し引いたものとなっていることを確認する。

ト　専門実践教育訓練経費等確認書による確認

支給申請者本人に、当該専門実践教育訓練の内容、訓練の成果、入学料及び受講料に係る実際の自己負担及び支払いの猶予・免除の有無及び額、パソコン等の無償提供や報奨金の支給等の有無及び具体的内容等を専門実践教育訓練経費等確認書に支給申請時において記載させ、氏名を記載の上、提出させることにより、必要な確認を行う。

指定教育訓練実施者（教育訓練施設、販売代理店等を含む。）又は事業所から記述方法や答え方について示唆、助言等を受けたかを併せて確認するとともに、確認書の記載内容やその際の安定所とのやりとりについて、指定教育訓練実施者（教育訓練施設、販売代理店等を含む。）、事業所に対して報告は行わないように、助言、指導する。

なお、支給申請を代理人（提出代行を行う社会保険労務士を含む。）、郵送又は電子申請によって行う場合であって、専門実践教育訓練経費等確認書が添付されていないときは、電話で確認書の内容を直接本人に確認した上で、専門実践教育訓練経費等確認書を本人に郵送又は同様式が掲載されている厚生労働省ホームページを案内してその聴取内容に従い記載させ、氏名を記載の上で安定所に返送させる。この場合、支給申請書（様式第 33 号の 2 の 5）が支給申請の期限内に提出されれば、専門実践教育訓練経費等確認書が当該期限の後に提出されても、支給申請が期限内になされたものとして取り扱う。

様式第33号の２の５（第101条の２の７第３号関係）（第１面）

# 教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）支給申請書

（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

帳票種別 14505

1. 被保険者番号

2. 受講開始年月日　（4 平成 5 令和）　元号 年 月 日

3. 指定番号

教育訓練施設の名称

教育訓練講座名

教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称

（販売代理店等）　（販売員）

4. 受講修了年月日　元号 年 月 日

5. 資格等取得年月日　元号 年 月 日

取得資格名称

6. 就職年月日　元号 年 月 日

就職先事業所名

## 事業主の証明

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ① 就職先の事業所 | 名称 | | （雇用保険）事業所番号 | - - |
| | 所在地 | 〒 （電話番号 ） | 事業の種類 | |
| ② 雇入年月日 | 令和 年 月 日 | ③職種 | ④一週間の所定労働時間 | 時間 分 |
| ⑤賃金月額 | 万 千円 | | | |
| ⑥雇用期間 | ア 定めなし イ 定めあり 令和 年 月 日まで 契約更新条項（ア 有 イ 無） 1年を超えて雇用する見込み（ア 有 イ 無） | | | |

上記の記載事実に誤りのないことを証明する。

令和 年 月 日

事業主氏名

（法人のときは名称及び代表者氏名）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7. 教育訓練経費（1回目） | | | | | | | | 円 | （追納金額） | | | | | | | | | | 円 |
| 8. 教育訓練経費（2回目） | | | | | | | | 円 | （追納金額） | | | | | | | | | | 円 |
| 9. 教育訓練経費（3回目） | | | | | | | | 円 | （追納金額） | | | | | | | | | | 円 |
| 10. 教育訓練経費（4回目） | | | | | | | | 円 | （追納金額） | | | | | | | | | | 円 |
| 11. 教育訓練経費（5回目） | | | | | | | | 円 | （追納金額） | | | | | | | | | | 円 |
| 12. 教育訓練経費（6回目） | | | | | | | | 円 | （追納金額） | | | | | | | | | | 円 |
| 13. 教育訓練経費（7回目） | | | | | | | | 円 | （追納金額） | | | | | | | | | | 円 |
| 14. 教育訓練経費（8回目） | | | | | | | | 円 | （追納金額） | | | | | | | | | | 円 |

雇用保険法施行規則第101条の２の12第６項の規定により、
上記のとおり教育訓練給付金（第101条の２の７第３号関係）の支給を申請します。

令和 年 月 日　公共職業安定所長 殿

申請者氏名

※公共職業安定所記載欄

15. 教育訓練給付金追加給付支給・不支給決定年月日　（4 平成 5 令和）　元号 年 月 日

16. 未支給区分　（空欄 未支給以外 1 未支給）

17. 支払区分

18. 不支給理由　（1 資格等未取得 2 未就職 3 申請期限）

19. 所得制限に係る賃金日額（区分－日額又は総額）

| 備考 | |
|---|---|

※

| 所長 | | 次長 | | 課長 | | 係長 | | 係 | | 操作者 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

※処理欄

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 決定年月日 | 令和 年 月 日 | | | | | | | | |
| 支給決定額 | 円 | | | | | | | | |
| 不支給決定理由 | | | | | | | | | |
| 通知年月日 | 令和 年 月 日 | | | | | | | | |
| 合格等年月日・合格証等 | 令和 年 月 日（ ） | | | | | | | | |
| 資格者証 | | 受講証明 | | 領収書 | | 本人・住所 | | 使用印・運転免許証 | 本人・代理人 |



(R6.6)

様式第33号の２の５（第101条の２の７第３号関係）（第２面）

**注　意**

1　この申請書は、教育訓練給付金（第101条の２の７第３号関係）の追加給付の支給申請を行うためのものです。
　教育訓練受講中又は受講修了後１年以内に定められた資格を取得するとともに、受講修了後１年以内に雇用保険の被保険者として就職した場合に支給申請を行うことができます。
　この場合、資格取得と就職の両条件を満たした日の翌日から起算して１ヶ月以内に、下記の確認書類を添付して、原則として、申請者本人が、本人の住居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。申請書の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。当該やむを得ない理由のために期間内に公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付の上、代理人又は郵送により提出することができます。
　代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。

2　申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、教育訓練施設より（１）～（３）の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練施設に対して修正を依頼してください。なお、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格確認の際に、顔写真の添付を省略した場合には、個人番号カード（マイナンバーカード）の提示が必要になります。
（１）教育訓練実施者の発行する、全教育訓練期間の「受講証明書」
（２）教育訓練実施者の発行する全教育訓練経費にかかる「領収書」
　［教育訓練経費の支払をクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、施設の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を施設が付記したクレジット伝票でもよい）、教育訓練施設に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出してください。］
（３）指定教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して還付された（される）場合に必要です。）
（４）教育訓練給付金（第101条の２の７第２号関係）受給資格者証（教育訓練支援給付金の受給資格もある方は、教育訓練給付金（第101条の２の７第２号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証。）
（５）定められた資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）

3　申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがあります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。

4　申請書の記載について
（１）□□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（ＯＣＲ）で直接読取を行いますので、記入枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
（２）※印のついた欄には記載しないでください。
（３）１欄には、教育訓練給付金（第101条の２の７第２号関係）受給資格者証（教育訓練支援給付金の受給資格もある方は、教育訓練給付金（第101条の２の７第２号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。
（４）２欄は、年月日が１桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「０」を付加して２桁で記載してください。
　（例：平成３年２月１日→ Ｈ ０３ ０２ ０１ ）
（５）２～４欄は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された内容を記載してください。年月日の記載は２欄の記載方法に従ってください。
（６）５欄は定められた資格を取得した日を記載してください。
（７）６欄は就職した日を記載してください。
（８）７～14欄は受講期間によって記入すべき欄の数が変わります。記入することがない欄は、空欄にしてください。

| | |
|---|---|
| 受講期間が６ヶ月以下…７欄のみ記入 | 受講期間が６ヶ月を超えて１年以下…７欄及び８欄を記入 |
| 受講期間が１年を超えて１年６ヶ月以下…７～９欄を記入 | 受講期間が１年６ヶ月を超えて２年以下…７～10欄を記入 |
| 受講期間が２年を超えて２年６ヶ月以下…７～11欄を記入 | 受講期間が２年６ヶ月を超えて３年以下…７～12欄を記入 |
| 受講期間が３年を超えて３年６ヶ月以下…７～13欄を記入 | 受講期間が３年６ヶ月を超えて４年以下…７～14欄を記入 |

（９）７～14欄の額は、指定教育訓練実施者の発行するこれまでの全ての各支給単位期間の教育訓練経費にかかる「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額及び「受講証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください（「返還金明細書」が必要な場合を除きます。）。
　また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、教育訓練施設の台帳に登録されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金が支給されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い、確認させていただくことがあります。



(R6.6)

**58257(7)　支給額の算定**

支給申請書をシステムに入力すること等により、58256 の支給要件を確認し、これを満たしている場合には、58215 によって支給額を算定する

**58258(8)　支給決定の通知**

イ　支給申請を受けた安定所が支給決定を行い支給額を算定したとき、又は不支給決定を行ったときは、当該支給決定をしたこと及び支給額について、又は不支給決定したことについて記載した支給（不支給）決定を通知する。

ロ　この支給（不支給）決定通知は、支給申請書をシステムに入力し、確認を経たものについて教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知に印字出力されることとなり、支給申請者に対して、支給（不支給）決定後、印字出力された内容と支給申請書の記載内容を照合した上で、即日、本人又は代理人に対して教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知を直接手交するか、あるいは後日郵送によって通知する。

郵送及び電子申請の場合は、郵送による通知に限られる。

**58259（9）　教育訓練給付金の口座振込の手続**

58246(6)イ、ロと同様である。

**58261－58270　7　支給決定に係る各種取扱い**

**58261(1)　専門実践教育訓練を受講中の支給対象者が受講中に離職により被保険者資格を喪失した場合の取扱い**

イ　専門実践教育訓練給付金は、基準日（対象教育訓練の受講開始日）において判断されるので、一般被保険者資格又は高年齢被保険者資格を喪失した場合であっても、対象教育訓練開始日において支給要件期間が３年又は２年（当分の間、初回のみ）以上ある者については、対象教育訓練に係る受講（又は修了）の要件を満たす場合、支給の対象となる。

また、被保険者資格喪失後に基本手当等の受給資格者となった場合についても同様である。

ロ　専門実践教育訓練給付金の受給資格を有する者が受講開始日において、失業の状態にある場合、教育訓練支援給付金の受給資格を得られる場合がある。また、この場合同時に基本手当等の受給資格を有する可能性が高いことから、両給付の支給要件に注意しつつ案内を行うこと。

**58262(2)　基本手当受給中に専門実践教育訓練を受講する者に係る取扱い**

イ　専門実践教育訓練の受講は、就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受講するものであるので、原則として労働の意思及び能力があるものとして取り扱うことができるが、昼間通学制の場合等の専門実践教育訓練を受講する離職者に対する基本手当の受給資格決定及び失業の認定に当たっては、（本人が常に安定所の職業紹介に応じられる状態であり、）積極的に求職活動をする意思があることを確認することが必要である。

本人が、就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受講し、労働の意思及び能力があることの確認に当たっては、必要に応じて、本人より、教育訓練施設の発行する 58042(2)の「教育訓練受講証明書」の提出を求め、これを判断材料として活用することができる。なお、「教育訓練受講証明書」は、基本手当の

受給資格決定又は失業の認定を円滑に行うために必要に応じて徴するものであって、昼間通学制の場合等の専門実践教育を受講する離職者から必ず徴すべきというものではなく、また逆に、その提出があったことをもって必ず基本手当の受給資格決定又は失業の認定をしなければならないものでもない。

また、対象教育訓練を受講し、受講日の変更が困難である場合には、認定日を変更することができる（51351(1)ロ参照）。

ロ　基本手当の受給中に専門実践教育を受講していた者は、基本手当の支給終了後に続けて教育訓練支援給付金を受給することが可能な場合があることから、教育訓練支援給付金の支給要件に留意しつつ案内を行うこと。

ハ　受給資格確認票の申請があった者から、基本手当の受給のため、離職票－１を提出し、個人番号の確認が行われた旨申し出があった場合には、50005（5）ロ（ﾛ）による身元（実存）確認の上、その届出や手続により作成された特定個人情報ファイルに記録された個人番号又はシステムに入力された個人番号を確認することとして差し支えない。

### 58263(3)　複数の教育訓練を受講する者の取扱い

イ　過去に教育訓練給付金を受給したことがある者については、当該教育訓練給付金に係る基準日前の被保険者であった期間は、今回の対象教育訓練給付金に係る支給要件期間の算定の対象とならない。

ロ　同時に複数の専門実践教育を受講する場合も、いずれかひとつの専門実践教育のみが教育訓練給付金の支給対象となる。このため、同時に複数の専門実践教育に係る受給資格確認票を提出する者については、いずれかひとつを選択させること。

ハ　同時に対象一般教育訓練又は対象特定一般教育訓練と専門実践教育を受講する場合も、いずれかの教育訓練のみが教育訓練給付金の支給対象となる。このため、受給資格確認票を提出した後、一般教育訓練又は特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金より先に一度でも専門実践教育訓練給付金を受給した場合、対象一般教育訓練又は対象特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金は受給できない。受給資格確認票を提出した後、専門実践教育訓練に係る教育訓練給金より先に一般教育訓練給付又は特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金を受給した場合、受給資格決定をした場合であっても、専門実践教育訓練給付金は受給できない。

## 58271-58280　８　事務の委嘱、専門実践教育訓練給付金受給資格者の住居移転及び管轄安定所変更に伴う措置

### 58271(1)　氏名変更及び住居移転に伴う措置

イ　被保険者ではない専門実践教育訓練受講予定者に氏名の変更があった場合は、教育訓練給付金受給資格者氏名変更届（則様式第 33 号の 2 の 6）（以下教育訓練給付金関係において「氏名変更届」という。）を提出させる。

氏名変更届の提出を受けたときは、所要のデータをセンターあて入力することにより、当該者に係る被保険者台帳に記録している氏名を新たな氏名に変更するとともに、被保険者証を再交付する（20853 参照）。

また、これらの届は、受給資格確認票に添えて保管する。

なお、受給資格確認票に添付せず別途一括保管することとしても差し支えない。

ロ　専門実践教育訓練を受講中に住所若しくは居所、電話番号を変更した場合については、次回の支給申請までに教育訓練給付金受給資格者住所変更届（則様式第 33 号の 2 の 6。以下「住所等変更届」という。）を提出させ、教育訓練台帳に必要な変更をするほか、住所等変更届に教育訓練受給資格者証を添えさせ（マイナ

ンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）、教育訓練受給資格者証に必要な改定をした上、返付する（マイナンバーカード利用者の場合は新たな住所等を記載した受給資格通知を交付する）。

受講中であって雇用保険の被保険者ではない者に氏名の変更があった場合は、氏名変更届を提出させ、被保険者証の再作成処理を行って、再交付するほか、氏名変更届に教育訓練受給資格者証を添えさせ（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）、教育訓練受給資格者証に必要な改定をした上、返付する（マイナンバーカード利用者の場合は新たな氏名を記載した受給資格通知を交付する）。

なお、住所等変更届及び氏名変更届の保管については、上記イに準じ取り扱う。

また、住所等変更届及び氏名届の提出については、原則として本人が安定所に出頭した上で行うこととするが、本人が出頭できない事情がある場合には、代理人又は郵送による提出によっても差し支えない（代理人による届出の場合は委任状を必要とする。）。

ハ　住所等変更届に添える「運転免許証その他の住所又は居所の変更の事実を証明することができる書類」は次のとおりである（届出の時点で有効なもの又は発行・発給された日から6か月以内のものに限る）。

(ｲ)　運転免許証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、監理措置決定通知書、仮滞在許可書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真付き）のいずれかで、変更後の住居所が確認できる書類。

(ﾛ)　専門実践教育訓練給付金受給資格者が(ｲ)の書類を所持していない場合は、国民健康保険被保険者証又は健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書(本人の写真のないもの)のいずれかで、変更後の住居所が確認できる書類。

(ﾊ)　居所の確認に当たっては、民生委員の証明、公共料金の領収書その他の居所の確認のために適切と認められる書類のいずれかで、変更後の住居所が確認できる書類。

(ﾆ)　電話番号の変更については、特に証明する書類を要しない。

ニ　氏名変更届に添える「運転免許証その他の氏名の変更の事実を証明することができる書類」は次のとおりである（届出の時点で有効なもの又は発行・発給された日から6か月以内のものに限る）。

(ｲ)　運転免許証、住民基本台帳カード、旅券(パスポート)、 マイナンバーカード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、監理措置決定通知書、仮滞在許可書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真付き）のいずれかで、変更後の氏名が確認できる書類。

また、離職前に船員であった者については船員手帳により氏名の変更の事実を確認することも可能である。

(ﾛ)　専門実践教育訓練給付金受給資格者が(ｲ)の書類を所持していない場合は、国民健康保険被保険者証又は健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真のないもの）のいずれかで、変更後の氏名が確認できる書類。

58272(2)　事務の委嘱に伴う措置

イ　専門実践教育訓練給付金に関する事務は、専門実践教育訓練受講予定者及び専門実践教育訓練給付金受給資格者の居住地の安定所において行うものであるが、事務が他の安定所に委嘱された場合の処理は、以下により行う。

ロ　委嘱元安定所の処理

(ｲ)　教育訓練台帳及び教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の「（処理状況）」欄に委嘱先安定所への出頭指定年月日、委嘱先の安定所番号を記録及び記載する。

この記録及び記載は、委嘱先の安定所番号を教育訓練給付金基本項目変更票の所要欄に記載の上、当該帳票により所要のデータをハローワークシステム（以下「システム」という。）に入力することにより行う。この処理により委嘱先の安定所に委嘱する旨がセンターを通じて通知される。

(ﾛ)　委嘱するに当たっては、安定所長の決裁を要する。教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知、教育訓練給付全記録照会及び教育訓練基本項目変更票を添えてこれを受けることを要する。

この場合、教育訓練給付金等に関する事項について連絡の必要があると認められる場合は、適宜の様式に当該事項を記載したものを添付するとともに、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の「（処理状況）」欄には「連絡事項あり」と記載しておく。

また、教育訓練台帳全記録照会には「○○安定所に委嘱、出頭指定日○月○日」と記載しておく。

なお、決裁は（伺）文書にかえ、教育訓練台帳全記録照会の適宜の欄を使用することとしても差し支えない。

(ﾊ)　上記の処理を終え、教育訓練給付金等に関する事項について連絡の必要があると認められる場合においては、連絡文に当該事項を記載したものを添えて、出頭指定年月日までに到着するよう委嘱先の安定所に送付する。

(ﾆ)　教育訓練受給資格者証は、本人に返付し、指定した出頭日に委嘱先の安定所に出頭して教育訓練受給資格者証を提出し、適宜の指示を受けるよう指示する。マイナンバーカード利用者の場合は、教育訓練受給資格通知を本人に交付し、指定した出頭日に委嘱先の安定所に出頭してマイナンバーカードによる認証を行い、適宜の指示を受けるよう指示する。

ハ　委嘱先安定所の処理

(ｲ)　専門実践教育訓練受給資格者が、委嘱先の安定所に出頭した場合は、教育訓練受給資格者証により本人であることを確認する。なお、マイナンバーカード利用者については、マイナンバーカードによる認証を行うことによって、本人であることを確認する。

また、教育訓練基本項目変更票の所要欄に必要事項を記載の上、当該帳票により所要のデータをシステムに入力することにより、教育訓練台帳を更新する。

(ﾛ)　(ｲ)の処理後は、安定所長の決裁を受ける。決裁は、（伺）文書に、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知、教育訓練台帳全記録照会、委嘱元の安定所からの連絡事項及び教育訓練基本項目変更票を添えてこれを受けることを要する。

この場合、教育訓練台帳全記録照会の適宜の欄に受付年月日を記載しておく。

なお、決裁は（伺）文書にかえ、教育訓練台帳全記録照会の適宜の欄を使用することとしても差し支えな

い。

ニ　再委嘱の場合の事務処理は、委嘱の場合に準じて行う。

**58273(3)　移管による場合**

専門実践教育訓練給付金受給資格者が住居を変更した場合は、移管の処理を行う場合と、それを行わない場合があるが、これらの処理は次による。

イ　移管元安定所の処理

専門実践教育訓練給付金受給資格者が他の安定所の管轄内に住居を変更した場合は、旧居住地を管轄する安定所長は移管のために次の処理を行う。

(ｲ)　通常住居移転に必要と認められる期間経過直後までに、移管先安定所へ出頭するよう指導する。

(ﾛ)　移管先安定所にてロ(ﾛ)の処理が完了した翌日に、移管元安定所に配信される移管処理完了者一覧表に当該移管に係る処理が印字されるため、移管の状況を確認するとともに、専門実践教育訓練給付金等に関する事項について移管先安定所に連絡の必要があると認められる専門実践教育訓練給付金受給資格者がいる場合には、連絡文に当該事項を記載したものを添えて、移管先安定所に送付する。

ロ　移管先安定所の処理

移管先の安定所は、専門実践教育訓練給付金受給資格者に、当該安定所の管轄区域内に居住することを確かめるために市町村長の証明書等の提出を求めた上、次の処理を行う。

(ｲ)　住所変更届を提出させ（58271(1)参照）、教育訓練受給資格者証の「住所又は居所」欄を新たな住所又は居所に訂正（マイナンバーカード利用者の場合は新たな住所又は居所を記載した教育訓練受給資格通知を交付）することとし、同届を保管する。

(ﾛ)　教育訓練受給資格者証により本人であることを確認する。マイナンバーカード利用者については、マイナンバーカードによる認証を行うことによって、本人であることを確認する。また、住所変更届の備考欄に移管受けである旨を記載の上、当該帳票により所要のデータをシステムに入力することにより、教育訓練台帳を更新し、移管先安定所を管轄安定所として記載する。

(ﾊ)　(ｲ)及び(ﾛ)の処理後は、安定所長の決裁を受ける。決裁は、（伺）文書に、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知、教育訓練台帳全記録照会及び住所変更届に添えてこれを受けることを要する。また、上記処理後において、移管元の安定所からの連絡事項が送付された場合は、(伺)文書等に添えて保管しておくこと。

なお、決裁は（伺）文書にかえ、教育訓練台帳全記録照会の適宜の欄を使用することとして差し支えない。

ハ　委嘱を受けた専門実践教育訓練給付金受給資格者が住居移転により移管する場合には、当該専門実践教育訓練給付金受給資格者が住居移転する先の安定所への移管に係る事務処理を行う。

ニ　なお、専門実践教育訓練給付金受給資格者が住居を移転した場合であって、移管の処理をする必要がない場合であっても、ロの(ｲ)に準じた処理を行う（58271(1)参照）。

**58274(4)　管轄変更による場合**

安定所の廃止、統合、新設並びに市町村の廃置分合及び境界変更その他の理由により管轄区域に変更があり専門実践教育訓練給付金受給資格者の管轄安定所が変更した場合の措置は、次による。

イ　管轄区域の変更によって専門実践教育訓練給付金受給資格者の住所又は居所が他の安定所の管轄となるに至った場合で、その専門実践教育訓練給付金受給資格者が変更前の安定所に出頭する方が便利である旨の申出を行い、新旧管轄安定所長が協議して妥当と認めたとき、あるいは新旧管轄安定所長が協議して職業あっせん上必要ありと認めたときは、従来の安定所において支給を継続して差し支えない。

この場合は、管轄変更後の最初の支給申請の際に、教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の「（処理状況）」欄にその旨を簡明に記載するとともに、適宜の様式によりこの措置を行った専門実践教育訓練給付金受給資格者の氏名及び被保険者番号を記載しておく。

ロ　変更に伴い引継ぎを行う場合は、当該専門実践教育訓練給付金受給資格者の氏名及び被保険者番号を記載した引継書を作成し、これを行う。

なお、この場合受給資格確認票の原本の引継ぎを行うとともに、教育訓練台帳の作成、記録及び教育訓練受給資格者証又は教育訓練受給資格通知の処理は、58272 に準じて行う。支給事務の引継ぎは、資金前渡官吏の引継ぎの日と同一日付となるようにこれを行う。

ハ　引継ぎを行うべき受給資格確認票の余白適宜の箇所に、管轄変更と朱書しておく。

### 58275(5)　委嘱、移管、管轄変更に伴う留意事項

委嘱、移管又は管轄変更の場合を通じ、委嘱、移管又は管轄変更を受けた安定所において、その専門実践教育訓練給付金受給資格者の支給額その他につき従前の安定所の取扱いが誤っていると認められた場合は、本来は、旧安定所に返送し再検討を求めるべきであるが、適宜従前の安定所にその旨通報した上、その誤りを修正することとして差し支えない。

## 58281－58290　９　支給要件照会に関する手続

### 58281(1)　支給要件照会票の提出

イ　一般被保険者等又は一般被保険者等であった者が、受講しようとしている専門実践教育訓練について、訓練前キャリアコンサルティングを受ける前に、受講開始予定日現在における、専門実践教育訓練給付金の受給資格の有無と、さらに、当該専門実践教育訓練が対象専門教育訓練であるか否かについて、照会を行うこと（以下「専門実践教育訓練給付金に係る支給要件照会」という。）ができる。

専門実践教育訓練給付金の受給資格確認を行わず、専門実践教育訓練の受講開始後に専門実践教育訓練給付金に係る支給要件照会の希望があった場合、受講開始日前に訓練前キャリアコンサルティングを受けること及び受講開始日の 14 日前までに受給資格確認票の提出があることが支給要件であることを説明すること。

ロ　専門実践教育訓練給付金に係る支給要件照会は、本人出頭、代理人、郵送又は電子申請のいずれの方法によっても可能である。

ハ　照会者には、教育訓練給付金支給要件照会票（以下「支給要件照会票」という。）に、所要の事項を記載して提出させることとする。

支給要件照会票には、照会者の被保険者番号、照会者の氏名、照会者の生年月日、受講開始予定日、照会者の住居所（郵便番号）を記載させ、さらに、対象教育訓練の指定の有無を照会する場合には、指定番号、教育訓練施設の名称、教育訓練講座名を記載させる。

提出にあたっては、58232(2)イ(ﾊ)(ﾆ)の本人・住居所確認書類の原本又は写しを添付させる。なお、郵送による場合は、これらの書類の写しか、あるいは原本の場合は、住民票の写し又は印鑑証明書のいずれかに限る。

また、代理人による場合は、委任状が必要である。

ニ　電話による照会は、本人又は代理人によるものであることの確認が困難であるとともに、回答が文書によらず誤解を招く危険性があるので、原則として行わない。

ホ　支給要件照会票は安定所又は教育訓練施設から照会希望者に対して配付し、安定所において受理した支給要件照会票の保存期間は、照会処理後 1 年間とする

### 58282(2)　教育訓練給付金支給要件回答書の交付等

一般教育訓練給付金に係る支給要件照会と同様である（58052(2)）。

### 58283 (3)　支給要件照会に係る留意事項

イ　専門実践教育訓練給付金に係る支給要件照会を行った場合であっても、専門実践教育訓練給付金の支給を受けるためには、受講を開始する日の 14 日前までに訓練前キャリアコンサルティングを受けること及び教育訓練受給資格確認票の提出が必要であること、また支給申請は各支給単位期間ごとに改めて支給申請書等の提出が必要となるので、支給要件照会に対する回答の際等にその旨必ず指導する。

ロ　また、支給要件照会票に記載された受講開始予定日と実際の受講開始日が異なったり、受講開始予定日を将来の日付けで照会した後に、離職等によって被保険者資格に変動がある場合は、照会結果の内容のとおりにならない場合があるので注意を要することを指導する。

ハ　削除

ニ　支給要件照会は、原則として本人の住居所管轄安定所に対して行わせる。

ホ　支給要件照会は、専門実践教育訓練給付金の支給の前提ではないが、教育訓練給付について周知する際にはこの手続についても必ず周知する。また、専門実践教育訓練受給資格が確認できるかどうか明らかでない者に対してはこれを行うよう勧奨すること。

ヘ　専門実践教育訓練給付金に係る支給要件照会に係る事項が、専門実践教育訓練給付金についてのみである場合等には、支給要件照会票の提出を求めず、適宜の方法により専門実践教育訓練給付金についての回答を行うこととして差し支えない。また、専門実践教育訓練給付金についての回答を適宜の方法により行った場合には、支給要件照会票によって専門実践教育訓練給付金に係る照会を行わないこととして差し支えない。

# 教育訓練給付金支給要件照会票

帳票種別
15581

第２面の注意をよくお読みください。

1. 被保険者番号　2. 姓（漢字）　3. 名（漢字）

4. フリガナ（カタカナ）

5. 生年月日　（2 大正　3 昭和　4 平成　5 令和）　元号　年　月　日

6. 指定番号

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

教育訓練施設の名称

教育訓練講座名

7. 受講開始（予定）年月日　元号　年　月　日

8. 訓練の種別　（1 一般教育訓練　2 専門実践教育訓練）

9. 郵便番号

10. 住所（漢字）※市・区・郡及び町村名

住所（漢字）※丁目・番地

住所（漢字）※アパート、マンション名等

上記のとおり教育訓練給付金支給要件について照会します。

電話番号

照会者

氏　名

令和　年　月　日　　公共職業安定所長　殿

注　意

1. 支給要件照会票に記載された受講開始（予定）日と実際の受講開始日が異なる場合や、受講開始（予定）日を将来の日付で照会した後に、離職等によって被保険者資格に変動がある場合、また、適用対象期間の延長を受けた期間に変更があった場合や支給要件照会後に適用対象期間の延長措置を受けた場合には、照会結果のとおりにならない場合がありますので十分注意してください。
2. 一般教育訓練について教育訓練給付の支給を受けるためには、支給要件照会を行ったか否かにかかわらず、受講修了日の翌日から１ヵ月以内に、あらためて「教育訓練給付金支給申請書」及び確認書類によって支給申請手続を行うことが必要です。
   また、支給要件照会を行わなくても支給申請は可能です。
3. 専門実践教育訓練について教育訓練給付金の支給を受けるためには、支給要件照会を行ったか否かにかかわらず、受講開始日の１ヵ月前までに、「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」及び確認書類を提出しなければなりません。確認書類の中には、訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングの結果を踏まえて記載した書面等が必要です。
   その後、公共職業安定所から指定される支給申請期間ごとに、あらためて支給申請書及び確認書類によって支給申請手続を行うことも必要です。
   また、支給要件照会は行わなくても教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票の提出は可能です。

| 備考 | |
|---|---|

※

| 所長 | | 次長 | | 課長 | | 係長 | | 係 | | 操作者 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

※処理欄

| 照会処理年月日 | 令和　年　月　日 | | |
|---|---|---|---|
| 可否（理由） | | | |
| 通知年月日 | 令和　年　月　日 | | |
| 本人・住所 | | 運・健<br>受・出<br>住・印<br>被 | 本・代・郵 |

2022. 3

## 注　意

1　この照会票は、厚生労働大臣指定の教育訓練講座の受講（予定）者が、教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始（予定）日現在における教育訓練給付金の受給資格の有無や、受講を希望する特定の教育訓練が教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けているかどうかについて、照会確認する際に用いるものです。

2　照会を希望する場合は、照会票に必要事項を記入し、本人確認及び本人の住所所の確認できる官公署の発行した確認書類（「運転免許証」「国民健康保険被保険者証」「雇用保険受給資格者証」「出稼労働者手帳」「住民票の写し」「印鑑証明書」等のいずれか（コピー可））、又は雇用保険被保険者証（コピー）を添付して、受講（予定）者本人が、本人の住所所を管轄する公共職業安定所に提出してください。

3　照会票の提出は代理人または郵送によっても行うことができます。ただし、代理人による提出の場合「委任状」が必要となります。委任状の文例＝「私は、（代理人住所）に住む（代理人氏名）を代理人に定めて、（本人住所所管轄安定所）に教育訓練給付金支給要件照会票及び確認書類を提出することを委任します。（本人住所所・氏名・印）（委任の年月日）」
　また、郵送による提出の場合、事故防止のため、上記２の書類については、いずれかの書類のコピー、又は原本の場合は「住民票の写し」又は「印鑑証明書」に限ります。

4　照会票の記載について

（1）6及び「教育訓練施設の名称」「教育訓練講座名」欄は、当該教育訓練が、受講開始（予定）日現在で、教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けているかどうかについて照会する場合に記入してください。それ以外の項目は必須記入事項です。

（2）□□□□で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置（ＯＣＲ）で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないでください。

（3）※印の付いた欄には記載しないでください。

（4）1欄には、雇用保険被保険者証（または雇用保険受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。なお被保険者番号が16桁（２段／上６桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。

（5）4欄のフリガナ欄は、姓名と氏名の間に１文字分の空白欄をあけてください。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、１文字として取扱い（例：ガ→ガ□、パ→パ□）、また「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ、「イ」及び「エ」を使用してください。
　また、9欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字体とする。）により明瞭に記載してください。

（6）5欄には、元号のコード番号を記載した上で、年月日が１桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「０」を付加して２桁で記載してください。（例：平成３年２月１日→ 4 0 3 0 2 0 1 ）

（7）6欄に記載する指定番号や、照会票中段の教育訓練施設の名称、教育訓練講座名は、公共職業安定所等に備付けの「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」などによってもわかります。なお、6欄に指定番号が記入されていた場合、その指定番号の教育訓練講座が一般教育訓練か専門実践教育訓練か判別し、その教育訓練についての受給資格の有無を回答します。

（8）7欄に、将来の日付（受講開始予定日）を記入する場合、１年６ヵ月以内の日付としてください。

（9）照会者の電話番号欄は、平日昼間に連絡のとりやすい電話番号を記入してください。

5　公共職業安定所においては、この照会票に基づいて、受講開始（予定）日現在の教育訓練給付金の受給資格、及び教育訓練講座の厚生労働大臣指定の有無について確認を行い、その結果を教育訓練給付金支給要件回答書によって、即日、本人又は代理人に交付するか、又は後日、本人の住所宛に送付します。

6

（1）一般教育訓練についての教育訓練給付金の受給資格があるのは次の全ての要件を満たしている方です。
　ア　(ｱ)雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が３年以上（※１）ある方）、又は(ｲ)一般被保険者又は高年齢被保険者であった方（受講開始日において一般被保険者又は高年齢被保険者でない方のうち、一般被保険者資格又は高年齢被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが１年以内（※２）であり、かつ支給要件期間が３年以上（※１）ある方）のいずれかであること
　イ　受講開始日前３年間に教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと（※３）
　ウ　厚生労働大臣が指定する一般教育訓練を受け、修了したこと

（2）専門実践教育訓練についての教育訓練給付金の受給資格があるのは次の全ての要件を満たしている方です。
　ア　(ｱ)雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が３年以上（※１）ある方）、又は(ｲ)一般被保険者又は高年齢被保険者であった方（受講開始日において一般被保険者又は高年齢被保険者でない方のうち、一般被保険者資格又は高年齢被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが１年以内（※２）であり、かつ支給要件期間が３年以上（※１）ある方）のいずれかであること
　イ　受講開始日前３年間に教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと（※３）
　ウ　厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了の見込をもって受けたこと、もしくは修了したこと

※１　初めて教育訓練給付制度を利用される場合、当分の間、初回の支給申請に限り、支給要件期間は一般教育訓練についての教育訓練給付金は１年以上、専門実践教育訓練についての教育訓練給付金は２年以上とされています。

※２　一般被保険者資格又は高年齢被保険者資格を喪失した日以降１年以内に、妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始することができない場合は、教育訓練給付適用対象期間の延長申請を本人の住所所を管轄する公共職業安定所の長に行うことにより、「１年以内」から「最大20年以内」まで延長されることがあります。

※３　平成26年10月１日よりも前に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合を除きます。

　「支給要件期間」とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者（一般被保険者、高年齢被保険者又は短期雇用特例被保険者）として雇用された期間をいいますが、その被保険者資格を取得する前に、他の事業所等に雇用されるなどで被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が１年以内の場合は、その被保険者であった期間も通算されます。
また、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者であった期間は通算しません。
　このため、２回目以降教育訓練給付金を受けようとする場合、過去の受講開始日以降の支給要件期間が、３年以上ないと新たな受給資格が得られないことになります。また、その他一般教育訓練の場合（１）イ及びウ、専門実践教育訓練の場合（２）イ及びウの要件も満たさなければ受給資格は得られません。
　なお、「受講開始日」とは、通学制の場合は教育訓練の所定の開講日（必ずしも本人の出席第１日目とは限らない）、通信制の場合は教材等の発送日であって、いずれも指定教育訓練実施者が証明する日です（厚生労働大臣の指定期間内にあることが必要）。



(R6.6)

様

公共職業安定所

交付　令和 年 月 日

## 教育訓練給付金支給要件回答書

| 被保険者番号 | 氏名 | 生年月日 |
|---|---|---|
| | | |

| 教育訓練施設の名称 |
|---|
| |

| 教育訓練講座名 |
|---|
| |

| 資格試験等名称 | | |
|---|---|---|
| | | |
| 指定番号 | 指定期間 | |
| | | |
| 実施方法 | 照会処理年月日 | |
| | | |
| 受講開始年月日 | 一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった年月日 | 支給要件期間 |
| | | |
| 前回受講履歴 | | |
| | | |

| 教育訓練経費 | | |
|---|---|---|
| | 入学料 | 受講料 |
| 第１回 | | |
| 第２回 | | |
| 第３回 | | |
| 第４回 | | |
| 第５回 | | |
| 第６回 | | |
| 第７回 | | |
| 第８回 | | |
| 総額 | | |

| 通知内容 | |
|---|---|



(R6.6)

## 注　意

１　教育訓練給付金は、次に該当する雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方及び高年齢被保険者又は高年齢被保険者であった方が、教育訓練給付制度の厚生労働大臣指定を受けた教育訓練講座（以下「対象教育訓練」といいます。）を修了した場合、本人が指定教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の20%相当額（一般教育訓練についての教育訓練給付金）又は50%相当額（専門実践教育訓練についての教育訓練給付金。一定の要件を満たした場合は70%相当額。）が公共職業安定所より支給されるものです。

（１）一般教育訓練についての教育訓練給付金の受給資格があるのは次の全ての要件を満たしている方です。

ア　⑺雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が３年以上（※１）ある方）、又は⑴一般被保険者又は高年齢被保険者であった方（受講開始日において一般被保険者又は高年齢被保険者でない方のうち、一般被保険者資格又は高年齢被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが１年以内（※２）であり、かつ支給要件期間が３年以上（※１）ある方）のいずれかであること

イ　受講開始日前３年間に教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと（※３）

ウ　厚生労働大臣が指定する一般教育訓練を受け、修了したこと

（２）専門実践教育訓練についての教育訓練給付金の受給資格があるのは次の全ての要件を満たしている方です。

ア　⑺雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が３年以上（※１）ある方）、又は⑴一般被保険者又は高年齢被保険者であった方（受講開始日において一般被保険者又は高年齢被保険者でない方のうち、一般被保険者資格又は高年齢被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが１年以内（※２）であり、かつ支給要件期間が３年以上（※１）ある方）のいずれかであること

イ　受講開始日前３年間に教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと（※３）

ウ　厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了の見込をもって受けたこと、もしくは修了したこと

※１　初めて教育訓練給付制度を利用される場合、当分の間、初回の支給申請に限り、支給要件期間は一般教育訓練についての教育訓練給付金は１年以上、専門実践教育訓練についての教育訓練給付金は２年以上とされています。

※２　一般被保険者資格又は高年齢被保険者資格を喪失した日以降１年以内に、妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き３０日以上対象教育訓練の受講を開始することができない場合は、教育訓練給付適用対象期間の延長申請を本人の住居所を管轄する公共職業安定所の長に行うことにより「１年以内」が「最大２０年以内」まで延長（以下「適用対象期間の延長」といいます。）されることがあります。

※３　平成２６年１０月１日よりも前に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合を除きます。

「支給要件期間」とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者（一般被保険者、高年齢被保険者又は短期特例被保険者）として雇用された期間をいいますが、その被保険者資格を取得する前に、他の事業所等に雇用されるなどで被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が１年以内の場合は、その被保険者であった期間も通算されます。また、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者であった期間は通算しません。

このため、２回目以降教育訓練給付金を受けようとする場合、過去の受講開始日以降の支給要件期間が、３年以上ないと新たな受給資格が得られないことになります。また、その他一般教育訓練の場合（１）イ及びウ、専門実践教育訓練の場合（２）イ及びウの要件も満たさなければ受給資格は得られません。

２　**一般教育訓練についての教育訓練給付金の支給を受けるためには、支給要件照会票の提出やこの回答書の交付の有無にかかわらず、受講終了後に、あらためて支給申請手続きを行うことが必要です。**

**専門実践教育訓練についての教育訓練給付金の支給を受けるためには、支給要件照会票の提出やこの回答書の交付の有無にかかわらず、受講開始日の１ヵ月前までに、「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」及び確認書類を提出しなければなりません。**確認書類の中には、訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングの結果を踏まえて記載した書面等が必要です。その後、公共職業安定所から指定される支給申請期間ごとに、あらためて支給申請書及び確認書類によって支給申請手続きを行うことも必要です。

３　支給申請手続は、教育訓練施設から交付される支給申請書に必要事項を記入し、確認書類を添えて、一般教育訓練についての教育訓練給付金の場合は**受講修了日の翌日から起算して１ヵ月以内に、**専門実践教育訓練についての教育訓練給付金の場合は公共職業安定所から指定される期間内等に、本人の住居所を管轄する公共職業安定所に対して提出することによって行わなければなりません。

支給申請は正しく行ってください。偽りその他不正の行為により教育訓練給付金の支給を受け、又は受けようとした場合は、教育訓練給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて返還額の２倍の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

なお、不正の行為があるにもかかわらず、教育訓練給付の支給申請に係る公共職業安定所の調査・質問に虚偽の陳述をした場合は納付命令の対象となることがあります。また、不正に係る受講開始日前の被保険者であった期間は、なかったものとみなされるので、以後一定期間は他の教育訓練受講についても教育訓練給付金を受けることができなくなります。

さらに、教育訓練経費については、教育訓練施設、販売代理店、事業所等から教育訓練経費の一定額が還付されることが予定されている場合（現金だけでなくパソコン等の無償提供等を含みます。）は、当該還付予定額を差し引いて教育訓練経費を申告するのでなければ、不正受給となりますので十分にご注意ください。

申請書の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。

４　支給要件照会の結果は、支給要件照会票に記載された受講開始（予定）日現在の受給資格であり、それが照会確認の日からみて将来の日付である場合は照会確認の日現在の被保険者資格の状態が継続されるものとして推定したものですので、**支給要件照会票に記載された受講開始（予定）日と実際の受講開始日が異なる場合や、受講開始（予定）日が照会確認の日からみて将来の日付であって、照会確認の日以降に離職・就職等によって雇用保険被保険者資格に変動がある場合、また、適用対象期間の延長措置を受けた期間に変更があった場合や支給要件照会後に適用対象期間の延長措置を受けた場合においては、支給要件回答書による確認内容と実際の受給資格の有無とが一致しないことがあるので御留意ください。**

つまり、この支給要件回答書によって確認できる受給資格の有無は、あくまでも、支給要件照会票に記載された受講開始（予定）日現在のものですので、実際の受講開始日がその日よりも前となった場合、支給要件期間３年を満たさないこと等となるために受給資格が得られなくなる場合や、一般被保険者又は高年齢被保険者の資格喪失日から１年以内となるために受給資格が得られることになる場合などがあります。



(R6.6)

## 58291－58300　10　専門実践教育訓練に係る一般的情報提供

### 58291(1)　専門実践教育訓練に係る情報提供

専門実践教育訓練給付金に係る支給要件照会は、対象者又は専門実践教育訓練を特定して、支給要件期間又は専門実践教育訓練の該当の有無を照会者に対して個別に情報提供するものであるが、これ以外に、専門実践教育訓練の周知とその受講を促進するために、専門実践教育訓練に係る一般的情報提供を行う。

また、以下により専門実践教育訓練に係る情報提供を行った際には、必要に応じて、専門実践教育訓練給付金に係る支給要件照会、支給申請の手続についても周知する。

### 58292(2)　情報提供の方法

専門実践教育訓練に係る一般的情報提供の方法としては、次の方法が可能である。

イ　厚生労働大臣指定専門実践教育訓練講座一覧を安定所内に置いて供覧する

ロ　教育訓練の種類等ごとに整理した教育訓練の一覧表を、システムを活用して、あらかじめ作成し、安定所内外で配付・供覧する

ハ　専門実践教育訓練を受けようとする者からの要望があった場合に、システムを活用して、本人の希望条件に合致する専門実践教育訓練を検索して一覧表として提供する

なお、雇用保険受給者説明会、失業認定窓口において、教育訓練給付制度の内容を積極的に周知するとともに、職業相談担当窓口においても、教育訓練給付業務担当窓口と密接な連携を図りながら、求職者の再就職の促進に資する対象教育訓練の受講勧奨を積極的に行う。

### 58293(3)　専門実践教育訓練に係る情報の検索

イ　システムにおいては、検索項目の全部または一部を指定して、これに合致する専門実践教育訓練を検索し、その一覧表を作成することが可能である。

ロ　検索の結果は、教育訓練施設の名称、教育訓練施設の所在地、教育訓練施設の電話番号、教育訓練講座名、実施方法（通学制又は通信制の区分）、訓練期間、分野・資格等の内容からなる専門実践教育訓練の一覧表として出力される。

## 58301－58310　11　未支給教育訓練給付金の支給

### 58301(1)　未支給の専門実践教育訓練給付金の支給対象者

イ　専門実践教育訓練給付金の支給要件を満たす支給対象者が、修了の見込みをもって専門実践教育訓練の１支給単位期間に係る受講を終えた後又は専門実践教育訓練修了後に、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることなく死亡した場合、支給対象者の遺族は、未支給の専門実践教育訓練給付金の支給を請求することができる。

ロ　未支給の専門実践教育訓練給付金の支給対象となる遺族は、一般教育訓練に係る未支給教育訓練給付金と同様である（58071(1)ロ）。

ハ　未支給の専門実践教育訓練給付金の支給について注意すべき点は、一般教育訓練に係る未支給教育訓練給付金と同様である（58072(2)ハ）。

### 58302(2)　未支給の専門実践教育訓練給付金の請求

一般教育訓練に係る未支給教育訓練給付金の請求と同様である（58072(2)参照）。

### 58303(3)　未支給の専門実践教育訓練給付金の支給手続

一般教育訓練に係る未支給教育訓練給付金の請求と同様である（58073(3)参照）。

### 58304(4)　未支給の専門実践教育訓練給付金請求書の事務処理

一般教育訓練に係る未支給教育訓練給付金の請求と同様である（58074(4)参照）

## 58311－58320　12　専門実践教育訓練給付金の支給申請に係る教育訓練施設の行う事務に対する指導

### 58311(1)　教育訓練給付制度の適正実施に係る協力等の必要性に係る指導

指定教育訓練実施者は、その行う教育訓練について厚生労働大臣の指定を受ける場合、厚生労働大臣の定める指定基準に合致していることが必要であり、実質的にこの指定基準を遵守することが指定の条件となっている。

このため、教育訓練施設は、教育訓練給付金の支給にかかわって、具体的に下記のような事務を適正に処理すべきこととされていることから、安定所は、管轄地域に所在する教育訓練施設に対して、専門実践教育訓練給付制度関係手引（教育訓練施設用）を活用しつつ、あらゆる機会を通じてその的確な遂行を図るための必要な指導を行う。

なお、指定教育訓練実施者が、指定基準を満たさなくなったとき、受講者の支給申請に当たって必要な証明をせず又は偽りの証明をしたとき、その他教育訓練給付金制度に関して不正な行為を行ったときは、指定が取り消されることとなる。

安定所が、対象専門実践教育訓練又は指定教育訓練実施者に関し、指定取消に該当するような状況や、指定内容と異なる専門実践教育訓練が行われている状況を把握した場合は、各都道府県労働局雇用保険主管課（部）に通報し、各都道府県労働局雇用保険主管課（部）より本省雇用保険課に通報すること。

### 58312(2)　教育訓練給付制度の周知

イ　教育訓練施設は、専門実践教育訓練給付金の支給を受けようとする受講希望者及び受講者に対して、教育訓練給付制度周知リーフレットを配付すること等により、制度概要、支給要件照会手続、支給申請手続等について、周知しなければならない。

ロ　教育訓練施設は、受講証明書及び専門実践教育訓練修了証明書の発行の可否に関するトラブルを未然に防止するために、受講希望者が受講を申し込む際に、教育訓練受講認定基準（又は修了認定基準）の内容及びその受講認定基準（又は修了認定基準）を満たさなければ受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）が発行されないことを、文書によって明示し周知しなければならない。

### 58313(3)　領収書等の発行

イ　指定教育訓練実施者は、受講者から支払いを受けた金額のうち「教育訓練経費」に該当する額について、それ以外の経費と分けて、支給単位期間ごとの内容が分かる領収書を発行するか、またはクレジットカードの利用等、クレジット会社を介した支払いが行われる場合にあっては、クレジット契約証明書（クレジット伝票に指定教育訓練実施者が必要事項を付記したものを含む。）を発行しなければならない。

なお、領収書（又はクレジット契約証明書）は、「教育訓練経費」に該当する額とそれ以外の経費の額を内訳として付記した上で、それらの合計額について発行しても差し支えない。

また、領収書（又はクレジット契約証明書）の発行後、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部を指定教育訓練実施者が還付した（する）場合は、支給単位期間ごとの当該還付額を記載した「返還金明細書」を発行しなければならない。

ロ　指定教育訓練実施者は、領収書（又はクレジット契約証明書）に、「指定教育訓練実施者の名称」「教育訓練施設の名称」「受講者（支払者）氏名」「支給申請に係る支給単位期間」「当該支給単位期間に係る教育訓練経費の領収書（又はクレジット契約額）」「領収日（又はクレジット契約日）」の記載と「領収印」の押印をする他、領収書（クレジット契約証明書）発行の対象となった対象教育訓練と領収額の根拠を特定するために、「教育訓練講座名」又は「指定番号」のいずれか一方又は両方、及び「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」について付記しなければならない。

ハ　複数支給単位期間分の教育訓練経費について、受講者から一度に支払いがあった場合、一枚の領収書（又はクレジット契約証明書）に複数支給単位期間分の教育訓練経費について証明しても差し支えないが、その場合支払いがあった支給単位期間及び当該支給単位期間ついて領収した教育訓練経費の額並びにその領収額の内訳を、各支給単位期間ごと記載すること。返還金明細書を発行する場合も同じ。

ニ　一支給単位期間分の教育訓練経費について、受講者から分割して支払いがあった場合、複数の領収書に１支給単位期間分の教育訓練経費について証明して差し支えないが、その場合各領収書に、支払いがあった支給単位期間及び当該支給単位期間について領収した額並びにその領収額の内訳を記載する。返還金明細書を発行する場合も同じ。

ホ　指定教育訓練実施者は、領収書（又はクレジット契約証明書）及び返還金明細書の発行の管理台帳等を、受講証明書及び専門実践教育訓練修了証明書の発行管理台帳の内容との対応関係を明確にした上で整備し、受講者・安定所からの照会等に対応できるようにしなければならない。

### 58314(4)　専門実践教育訓練修了証明書等の発行

イ　指定教育訓練実施者は、受講者の受講（又は修了）を認定する際の基準となる受講認定基準（又は修了認定基準）を学則や教育規程等に明記し、これに基づいて修了の事実を適正に判断したうえで受講（又は修了）確認を行わなければならず、認定された者に限って受講証明書（又は及び専門実践教育訓練修了証明書）を発行しなければならない。

ロ　指定教育訓練実施者は、一支給単位期間に係る受講（又は修了）後速やかに（1 週間程度以内に受講者に届くことを目途に）、受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）を発行し、受講者本人あてに送付または手交しなければならない。原則、同時に支給申請書を交付すること。

ハ　指定教育訓練実施者は、受講証明書（又は専門実践教育訓練修了証明書）の発行の管理台帳を整備し、受講者・安定所からの照会等に対応できるようにしなければならない。

### 58315(5)　専門実践教育訓練給付金の支給申請書の交付

指定教育訓練実施者は、受講者の支給申請期間に注意を払い、領収書（又はクレジット契約証明書）、受講証明書（又は専門実践教育修了証明書）を受講者に交付するとともに、支給申請書、教育訓練支給申請書記載に当たっての注意事項（専門実践教育訓練版）も交付すること。

### 58316(6)　安定所・受講者からの照会等への対応等

イ　指定教育訓練実施者は、発行した受講証明書、専門実践教育訓練修了証明書、領収書（又はクレジット契約証明書）及び返還金明細書に不備があり、申請者本人より修正・再交付・付記等の要求があった場合、速やかに対応する必要がある。

ロ　安定所が指定教育訓練実施者に対して、教育訓練受講認定基準（又は修了認定基準）の提示を求めたり、特定の受講者に係る受講状況や領収書（又はクレジット契約証明書）・返還金明細書・受講証明書・専門実践教育訓練修了証明書の発行の事実について、口頭または文書によって回答を求める場合については、指定教育訓練実施者は速やかに対応しなければならない。

ハ　指定教育訓練実施者は、販売代理店等及び販売員の名称、氏名等を記載した台帳を整備し、受講希望者、受講者及び安定所からの照会等に速やかに対応できるようにしなければならない。

### 58317(7)　離職者である受講者への配慮

指定教育訓練実施者は、昼間通学制等の専門実践教育訓練の受講者が、雇用保険の基本手当の受給資格の決定を受けるに当たって、本人からの請求があれば 58042(2)の「教育訓練受講証明書」を発行する。

### 58318(8)　各種用紙等の請求・管理・配付

イ　教育訓練給付制度周知リーフレット、支給申請書用紙並びに教育訓練給付金支給申請書に当たっての注意事項（専門実践教育訓練版）及び受講証明書、専門実践教育訓練修了証明書、支給要件照会票用紙の必要部数（1年分）については、教育訓練施設が、専門実践教育訓練給付制度関係手引（教育訓練施設用）に示す教育訓練給付金関係書類請求書に所要の事項を記載した上で、当該教育訓練施設の所在地を管轄する安定所長あて請求する。

ロ　請求を受けた安定所においては、請求に係る教育訓練施設が厚生労働大臣の指定に係る教育訓練施設であることとともに、書類の請求部数が使用見込み数よりも過大に上回っていないことを確認して、関係書類の交付を行う。

ハ　教育訓練施設は、不正受給等を未然に防止するため、支給申請書用紙、教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項（専門実践教育訓練版）、受講証明書及び専門実践教育訓練修了証明書用紙について厳しく枚数管理しなければならない。

ニ　教育訓練施設は、教育訓練給付制度周知リーフレットを広く積極的に配付するとともに、支給要件照会票用紙については受講希望者・受講者・受講修了者等から請求があった場合において配付する必要がある。

また、教育訓練施設は、不正受給を防止する観点から、支給申請書の別紙を必ず支給申請書用紙に添付して交付しなければならない。